

國土館史學

多賀宗之と中国大陸

——蒙古への武器輸入計画を中心として

付、多賀宗之関係書簡目録—— ……佐々博雄…… 1

清朝文献史料考

——特に「遼寧省図書館特蔵部」所蔵の

満・蒙・蔵文書籍をめぐって—— ……石橋崇雄…… 33

国史学研究室だより

東洋史学研究室だより

第 二 号

平成6年7月

國土館大學史學會

國土館大學文學部内

多賀宗之と中国大陸

——蒙古への武器輸入計画を中心として

付、多賀宗之関係書簡目録——

佐々 博雄

はじめに

多賀宗之は明治五（一八七二）年九月十八日、東京神田駿河台に父陸軍中佐多賀宗義・母字佐の長男として生まれた。始め夢城、後、万城と号した。父宗義は土佐藩出身で維新の際、御親兵として出仕した人物である。明治二十一年、成城学校から陸軍幼年学校にすすみ、明治二十六年七月には陸軍士官学校を卒業し、翌年六月には歩兵少尉に任官した。折からの日清戦争には近衛歩兵第一連隊に所属し出征するが、病を得て一時休職となる。明治三十一年十一月原隊に復帰、軍務のかたわら善隣書院において中国語を勉強し、明治三十五年、歩兵大尉に進んだ。同年、直隸總督袁世凱の招聘を受けて中国大陸に渡り、保定の北洋軍官学校の教官となった。¹⁾この頃、賀忠良、字丹臣の中国名を袁より撰じられる。以後、大正十一（一九二二）年、陸軍少将に累進し帰国するまで、ほぼ二十年間にわたり、中国大陸において参謀本部付将校としての諜報活動や軍政官、江蘇督軍顧問などを歴任した。帰国後も、昭和十（一九三五）年十月二十三日、六十三歳で亡くなるまで中国問

題に関する著述、講演を続けた。このように、多賀宗之の後半生は日本の大陸政策の変遷と伴に歩む人生であった。²

この彼の人生の中で、最も深く日本の大陸政策と関わったものが、辛亥革命を契機として計画された第一次滿蒙獨立運動とくに蒙古獨立計画であった。第一次滿蒙獨立運動の概要については、黒龍会編『東亜先覚志士記伝』(中)や、東亜同文会編『対支回顧録』・『統対支回顧録』の関係者の列伝などの中で紹介されており、その研究についても、すでに、栗原健編著『対滿蒙政策史の一面』や由井正臣「辛亥革命と日本の対応」(『歴史学研究』1969. 1. 344号)などにおいて、この運動の日本政府との関わりや運動の経過について、ほぼ、明らかにされている。また、最近では当時の日露関係との関連や日本の滿州国支配との関連などにおいて研究が進められている。³

しかし、多賀宗之少佐(当時)を中心に実施された蒙古への借款や武器輸入計画については、『日本外交文書』(第四・四五卷、別冊清国事変)の他に、確実な活字史料が公開されておらず、必ずしも十分に検討されているとはいえない。⁴そこで、本稿では、第一次滿蒙獨立運動の最後の段階である蒙古への武器輸入計画について、おもに防衛庁防衛研修所図書館所蔵の海軍側傍受暗号電報⁵や外務省記録⁶の紹介を中心に、第一次滿蒙獨立運動の実態の一部を考察すると共に、あわせて中国における一参謀本部付軍人の軌跡を明らかにしようとするものである。

一 多賀少佐の再渡清と中国情勢

明治四十四(一九一)年十月十日、中国武昌において辛亥革命が起こった。明治三十五年から明治四十三年まで滞清八年、袁世凱の招聘により保定の北洋軍官学校の教官を勤め、帰国していた多賀宗之歩兵少佐へも、辛亥革命は影響を与えることになった。

多賀は、明治四十四年十一月四日付の訓令により、参謀本部派遣将校として再び中国大陸に赴く事となる。その任務は、

訓令によれば次のような内容であった。⁽⁷⁾

一、貴官ハ北京ニ到リ公使館附武官ト協力シ清国ノ時局ニ関スル情報特ニ滿人側ニ関スル情報ヲ蒐集報告スヘシ

二、貴官ハ在清国ノ我邸聘武官等ト連絡ヲ保持シ遺漏ナキヲ期シ特ニ在北京川島浪速ト氣脈ヲ通シ皇室等ノ内情ヲ偵知スルコトニ勉ムヘシ

多賀少佐に与えられた特別任務は北京に赴き、青木宣純少将や、清朝肅親王と親密な関係にある川島浪速と連絡をとりながら、おもに清朝側の情報を調査蒐集し、参謀本部へ報告することであった。

このような任務を与えられた多賀少佐の動向を述べる前に、この辛亥革命勃発に対する日本側の対応について概観してみることとする。⁽⁸⁾

この時期における日本政府（第二次西園寺内閣）の対清基本方針は、十月二十四日の閣議によって決定された。この対清政策の内容は、⁽⁹⁾まず、清国に対しては「優勢ナル地位ヲ占メシコトヲ努メ併セテ滿州ノ現状ヲ永遠ニ持続スルノ策ヲ講スヘキコトハ前内閣在職中廟議ニ於テ既ニ決定セラレタル所ナリ」と、前内閣である第二次桂太郎内閣における対清策を継承することを表明し、そのうえで、滿州については「暫ラク現状ヲ維持シテ之ヲ力侵害ヲ防キ傍ラ好機ニ際シテ漸次我利權ヲ増進スルコトヲ努メ滿州問題ノ根本的解決ニ至リテハ其機會ノ最モ我ニ利ニシテ且其成算十分ナル場合ヲ待チテ初メテ之ヲ実行スルコトヲ得策ナリト思考ス」というように、根本的解決は確実な機會が来るまで待機し、それまでは、当面、現状維持の立場で、機會があれば利權増進に努力するとし、さらに、中国本部に対しては、国内混乱に早急に対処できる国は地理・実力的にも、日本以外にないので、この機會に我が国の勢力の扶植に努め、列国に日本の優勢な地位を承認させる方法を取ることとした。そして、これらの既定方針に基づいて、露・英・仏・米とはそれぞれに協調をはかり、清国に対しては「感情ヲ融和シ彼ヲシテ我ニ信頼セシムルノ方策ヲ取ル」というものであった。⁽¹⁰⁾

このように、辛亥革命後、二週間を経て決定された我が国の対清基本方針は、滿州の現状維持と中国本部に対する勢力扶

殖の方針であったが、中国本部における勢力扶植は、列国、とくに英国利権との葛藤を生じる恐れがあり、「日英同盟条約ノ精神ヲ徹底スル」という、政府の日英協調の立場からすれば、その実行は極めて困難であった。このような状況のなかで、中国本部に勢力を扶植する唯一の方法は、列国共同干渉の形態をとりつつ、日本の軍事的優越性を列国に承認させることであった。

列国共同干渉の機会をさがしつつ表面的には事態の推移を静観していた政府は、革命の発展に伴い、十一月二十八日、共和制を否定し、立憲君主制支持の立場による時局收拾のための共同干渉方針を定め、早速、英国側と交渉に入った。¹⁰しかし、革命の進展を阻止し、混乱の鎮静と安定政権の早期樹立を望む英国側は、立憲政体については支持したが、外国干渉による時局の收拾には反対の立場をとった。十二月十八日、英国の意図に従い、中国官革兩派の講和談判が開催され、国民議会による政体決定の方向に進むこととなった。日本側は執拗に立憲君主制に固執したが結局、列国の同意が得られず、列国共同干渉による立憲君主制確立の方針を放棄し、十二月二十七日には事態静観の方針に決定した。¹¹

ここに日本政府は中国本部に対する勢力扶植の方針から満蒙方面へと、その関心を転回集中させていく。

このような状況の中、明治四十四年十一月十五日、多賀は北京に到着する。¹²当時、北京では清朝と関係の深い、川島浪速らを中心として満蒙への積極策が検討されていた。北京駐在の齊藤恒少佐の「覚書」によれば、一時帰国していた川島は十月二十日に北京に到着し、齊藤や菊池武夫少佐などに清朝の情報を提供し、民間論客などとも議論会を開いていたようである。この川島や北京駐在の武官などと気脈を通じて情報を参謀本部に送ることが多賀少佐に与えられた当初の任務であった。

この多賀が気脈を通すべき川島は、中国を南北二か国とし北は現清朝が統治を継続するという中国分割論の持ち主で、宗社党と伴に清朝擁護を計画していた。¹³具体的には清朝皇族肅親王を擁して、清朝の故地である満州を独立させ、さらに、蒙古王のカラチン（喀喇沁）王、バリン（巴林）王などに武器・弾薬を与え、内蒙古を独立させるという満蒙独立計画であった。多賀少佐はカラチン（喀喇沁）王、バリン（巴林）王などに武器・弾薬などを与える計画の中心人物として活動したの

である。

二 満蒙独立運動と多賀少佐

明治四十五（一九一二）年一月になると満蒙方面への関心がたかまってきた。一月十六日、日露間の満蒙における利害関係の調整の必要から、従来南北に限られていた日露間の満蒙における分界線を、さらに東西にまで規定延長して両国の勢力範囲を画定することが正式に閣議決定され、第三回日露協約締結のための具体的交渉が開始された。¹⁶ 中国共和政府成立が現実性を帯び、満州における主権や利権の喪失を恐れる日本政府は日露間で満蒙における勢力範囲を規定することにより、勢力の維持をはかったのである。

このような政府の動きに伴い、参謀本部では満蒙方面への参謀本部員の派遣を行った。まず、一月十五日付で松井清助歩兵大尉を外蒙古へ派遣して露国の動向を探らせ、次に、一月二十日付で高山公通歩兵大佐を承德府へ派遣し、蒙古王の動静と蒙古に対する露国の行動を偵察させた。¹⁷ 一方、これより先、川島浪速は明治四十四年十二月六日に福島安正参謀次長に宛て、正金銀行より二万両の借款をカラチン王へ与えることについての政府側承認要請の依頼書を送付し、満蒙独立運動への第一歩に着手した。この件は政府側の承認を得て、十二月二十三日横浜正金銀行北京支店からカラチン王に対し銀二万両の貸付が行われた。¹⁸

さらに、二月二日、川島、高山大佐らは、肅親王を北京から脱出させて旅順へ送り、いよいよ満蒙独立計画を具体化しようとした。すでに、一月三十日には北京の高山大佐から福島安正参謀次長へカラチン王との借款契約に関する電報が打たれており、その電報によれば、「蒙古拳兵ノ実行ハ著々其歩ヲ進メ」と、蒙古拳兵の進行を述べ、卓索図盟五旗（喀喇沁三旗・土默特二旗）を代表するカラチン（喀喇沁）王と川島浪速との間に同盟内の鉾山全部を抵当として、期限三年、利子五

分の条件による二十万円の借款計画が進められており、また、パリン（巴林）王との間にも同様に一百万の借款計画が進められていた。そして、これらの貸与金は「大部ヲ挙兵ノ用ニ供セシムルコトスヘシ」というように蒙古独立挙兵を主な目的としたものであった。⁽¹⁹⁾このような滿蒙の動向に対応し、參謀本部でも新たな訓令を発した。二月八日付で歩兵大佐守田利遠に対し、東部内蒙古王の動向を中心とした蒙古情報及び露国情報の収集を命じ、また、同日付で騎兵少佐宮内英熊、歩兵少佐日下操の二名を守田の指揮の下においた。二月十三日付で歩兵大佐高山公通には、奉天に駐在し、亡命した滿州皇族に關する情報収集を新たに命じたのである。さらに、二月十四日には關東都督府陸軍參謀長の指揮下に守房太郎大尉と橋本虎之助大尉が配属された。⁽²⁰⁾

このように、參謀本部においても滿蒙情勢の変化に対応して陣容が整備され、そして、北京で活動していた多賀宗之少佐へも高山大佐が奉天駐在となったことにより、新たな任務が与えられることとなった。二月十四日付の參謀總長長谷川好道から多賀少佐に出された訓令は次の四点であった。⁽²¹⁾

一、貴官ハ自今北京若クハ承德府ニ位置シ内蒙古ニ關スル情報ヲ蒐集シ特ニ卓索圖盟、昭烏達盟、錫林郭勒盟ノ諸王公一般人心ノ帰向竝ニ之ニ対スル漢人側ノ行動ヲ偵知シ報告スヘシ

二、貴官ハ絶ヘス左ノ諸機關ト連絡ヲ保持シ諜報上遺漏ナキヲ期スヘシ

在北京公使館附武官

關東都督府

在四平街 守田歩兵大佐

在奉天 高山歩兵大佐

三、陸軍歩兵大尉田口暢、同松井清助、陸軍騎兵大尉木村直人ヲ貴官ノ指揮ニ属ス

四、報告ハ筆記及電報ノ二種ニ分チ号ヲ逐ヒ發送スヘシ

また、多賀の直接の上司である宇都宮太郎参謀本部第二部長が二月十六日付で、多賀に宛た書簡によれば、⁽²²⁾

拜啓 益々御盡瘁 一同感謝罷在候 矢張之方針ニテ能ク公使青木等ト相談シテ益々盡力セラレ候 全局ノ關係ハ如何ニナラウトモ植ヘタ利権ハ他日何カノ役ニ立タストモ限ラス（勿論ソレトモ当ニハナラサレトモ） 益々御盡力アリ度 兄ノ苦心察スルニ余リアリ 余モ苦境ニ立タルコト無キニモアラス コレハ他日会フテ互ニ一笑スヘシ坂西、斉藤等ヘモ全様伝ラレヨ 此、木村ハ従来多少ノ關係アリ出来レハ赤峰、巴林方面ニテ使用ヲ望候 敬具

二月十六日

太郎

多賀君

とあり、参謀本部においては、訓令という単なる情報報告任務だけでなく、それ以上の行動を多賀少佐に期待していたことが文面から察せられる。ともかく、二月十四日の訓令により多賀少佐は蒙古事業の中心的存在として、主に蒙古借款、武器輸送に関わることになる。

ところで、この多賀少佐を中心とする蒙古事業については、その関連の暗号電報が旅順にいた日本海軍第二艦隊によって傍受解読され、森山慶三郎海軍省副官へ送られていたのである。この電報群の期間は明治四十五年二月十四日から五月二日までで、内容は大きく五部に分けられている。⁽²³⁾そこで、この判読電報を順次紹介しながら、満蒙独立運動、とくに蒙古事業の経過と多賀少佐の動向を検討していくことにする。

(I) 第二艦隊機密号外第一号

明治四十五年三月十四日

於旅順

(安保清種…筆者注以下同じ)
男爵安保第二艦隊參謀長(森山慶三郎)
森山海軍省副官殿

別冊ハ陸軍電報ヲ判読シタルモノニシテ御參考ノ為メ送附ス

別冊一部添附

○二月十四日北京多賀少佐ヨリ參謀本部宇都宮少將宛

清朝滅亡ト共ニ小官ハ更ニ蒙古事業に当ルヘキ電訓ヲ受ケタルハ小官ノ感謝ニ堪ヘサル所ナリ前ニ(六字不明)ノ不結果ナリシニ鑑ミ一層事ヲ慎重シ努力事ニ当ラントス近々蒙古王ヘ借金ノ事済ミ且ツ銃器ヲ入ルル手筈キマリ次第「カラチン」「ザント」「パリン」ノ三王ハ叛國セシムル筈之レト同時ニ各吾將校ヲ附シ度ク又松井ハ別ニ馬賊側ニ当リ小官ハ「ロヘチセ」熱河(?)ヘ赴ク予定ナリ 田口ハ且下滿州ニテ(十字許不明)シツツアリ当地ノ準備或ル程度マデ出来上リタル上ニテ更ニ將校等ノ派遣ヲ乞フ計画ナリ

○二月十七日北京多賀少佐ヨリ參謀本部宇都宮少將宛

松井ガ将来行動ヲ共ニセント(三字不明)連絡シツツアル蒙古馬賊ノ頭(少シク不明)着スル筈ナリ此際二人ニ金ヲ与ヘテ信用セシメ且ツ恩ヲ着セ置クハ將來実行ノ為メ必要ナリ今一千円是非共至急御送附ヲ乞フ年末ニ切迫セル故小官ハ兩人ニ与ヘタリ惡カラズ御承知ヲ願フ御返事ヲ待ツ

(阿部貞次郎)

(島川文八郎兵器局長)

○二月十七日天津阿部司令官ヨリ參謀本部島川少将宛

福島次長ノ依頼ニ依リ当軍ヨリ蒙古「カラチン」王ニ渡セシ小銃彈三万發ノ補充方至急取計アリタシ

○三月九日北京多賀少佐ヨリ福島參謀次長宛

当地ハ漸次秩序恢復シツツアリ今回ノ騒動ハ袁ヲシテ反テ有利ノ口実ヲ得セシメタリ但シ人心尚恟々タル故蒙古王ハ避難ノ目的ヲ以テ版國中(三、四字不明)最モ好機ニシテ袁モ吾レヲ引止ムル能ハズ且ツ疑ヲモ避ケ得ヘシ故ニ此機ヲ利用シ俄ニ出発セシム借款契約ハ調印ノ上公使ノ手元ニ保存ス写ハ郵送スヘシ又松井ハ蒙古馬賊禁衛軍中逃亡蒙古兵ノ群ニ入り「カラチン」王護送ノ形ヲ以テ(二字不明)行セリ松井ハ目下「セキホウ」赤峯「コウヘイ」廣平県ヲ經テ開原?ニ赴キ武器并ニ借款現金ヲ受取り「セキホウ」赤峯附近ニ飯リ「カラチン」及「パリン」ニ引渡スヘク命シタリ松井ガ開原?ニ進出シ得ルハ四月(二、三字不明)頃ノ予定ナリ又「パリン」王ニハ支度金ノ一部ヲ与ヘ九日出発セシメ之レニモ禁衛軍ニ在ル蒙古兵ヲ逃亡セシメテ護衛スル筈木村ハ最初「セキホウ」赤峯ニ在ラシムル予定ナリシガ「セハセン」王ガ是非「パリン」ニ來テ吳レトノ依頼アルト「パリン」王ノ頭ヲ動カサヌ様ニスル必要ト且ツ内政及ビ訓練準備ノ必要上「パリン」ト同行セシム小官ハ先ツ熱河ニ赴ク予定ナリシガ取調ノ結果熱河ニハ小官ヲ熟知セル支那將校数名アリ且ツ熱河ヨリ「カラチン」ヘ連絡シ且ツ一旦熱河ニ在リテ更ニ「カラチン」ニ入ルハ忽チ疑ヲ受ケ又熱河ニテハ暗号電報ヲ禁シアル故熱河ニ赴クハ害アリテ利ナシ直接「カラチン」ニ行クモ同地ハ漢人多キ故武器到着シテ準備スル迄ニ徒ラニ注目ヲ惹キ小官ガ同地ニ在ル為メ「カラチン」ガ疑ハルルニ至ラハ直ニ熱河軍ノ脅迫ヲ受ケ爾後ノ計畫齟齬スヘシ故ニ小官ハ早稲田大學卒業生ノ山田納ヲ「カラチン」ノ家庭教師ノ名目ニテ随行セシメ王ノ頭ノ動カヌ様ニスルト共ニ小官ノ到着スル迄顧問トナサシメタリ此際木村ヲ「カラチン」ニ赴カシメ度シ如何ヤ將來ニ於テモ是非一名將校ヲ要ス小官ハ借款及武器ノ準備終ルヲ待チテ「カラチン」ニ向フ可ク夫レ迄ハ北京ニ在リテ袁世凱及露國ノ對蒙古(少シク不明)ト共ニ或ル方法ヲ設ケテ「カラチン」ニ連絡スルコト

トセリ又状況ニ依リテハ武器及借款 現金ト共ニ開原方面ヨリ入ルヘク決定次第更ニ報告スヘシ武器ノ数ハ「カラチン」二千……………(后混信)

○三月十二日北京多賀少佐ヨリ福島參謀次長宛

「パリシ」王ハ八日出発スル予定ナリシモ事情ノ都合ニヨリ出発延引明日ハ出発(四、五字不明)ハ「パリシ」ト同行ス又袁ハ蒙古方面ニテ(三字不明)始シメタラシク一昨日袁ハ蒙古王宛ノ書面ヲ蒙古連合王ニ送レリ其主旨ハ今回ノ動乱ハ我失政ノ致ス所ナリ慚愧ニ堪ヘス各王ニ就テハ充分保護スヘキヲ以テ安心シテ北京ニ止マリ叛国スル勿レ又過日ノ動乱ニハ或ハ損害アラシム今一万両ヲ送り聊カ慰問ノ意ヲ致ス云々又袁ノ方ニ蒙古ノ情報ガ入ル形跡ヲ偵察セシニ「ザント」ガ凡テ「トルハト」王ニ語り「トルハト」王ハ袁ト密接ノ關係アルヲ以テ吾レヲ袁ノ耳ニ入ルルガ如シ夫故袁ハ我計畫ヲ若干知リ居ルモノト判断シ歩ヲ進ムルヲ適當トス然ラサレハ又々袁ニ先手ヲ打タルルニ至ラン又「ザント」王ハ小官ニ(少シク不明)伝ヘ語リタルモ小官ハ殊更ニ返事セス「アヲハンバイツ」？ハ小官ニ面会ヲ求メ本所ニテ面会セリ何カ頻リニ頼ミ度キ談ヲ持掛ケタルモ危険ナル故小官ハ事更ニ他ノ事ヲ語レリ又(少シ不明)蒙古(少シ不明)ノ意ナシト云フモ聞ク処ニヨレハ一年ノ俸録ヲ取りニ来リタルモノニシテ取り得ル金ハ取ラント云フ意ナリト小官ハ今兵器輸送ニ就テ計畫中ナリ之レニ就テハ更ニ報告ス

(星野金吾)

○三月十二日北京多賀少佐ヨリ旅順星野參謀長宛

小官ハ蒙古事業ニ当ルヘキ任務ヲ受ケタルニ就テハ任務遂行上御世話ヲ蒙リ度ク何分宜敷御配慮ヲ乞フ今日マデ実行セル大略次ノ如シ「カラチン」王「パリシ」王ヘノ借款秘密ニ成立シ已ニ叛国セシメタリ松井木村二大尉ハ同行セリ今后ハ武器ヲ輸入スル段ニナレリ之レニハ最モ慎重ナル方法ヲ取り度ク就テハ該武器ハ貴地ニ陸揚シ度ク此義御許可願ハレ間敷ヤ武器

ハ已ニ購買ノ手續ヲナシタリ御許可ニナリタレハ小官ハ武器到着前貴地ニ至ル予定ナリ妨ゲナキ限り御配慮ヲ願ヒ且ツ之レニ対シテ何分ノ御返電ヲ乞フ

○三月十三日旅順星野參謀長ヨリ多賀少佐宛

貴電受領ス武器ヲ当地ニ陸揚ゲスル事ハ却テ世人ノ疑惑ヲ深クシ当府ノ施設ヲ誤解セシムルノ憂アルニ付寧ロ大連ニ陸揚ゲセシメラルル方宜シカラント考フ不懇御推察ヲ乞フ

○三月十三日北京多賀少佐ヨリ旅順星野參謀長宛

御配慮ヲ謝ス御示教ニ從ヒ大連ヨリ陸揚スヘク猶將來モ御示教ヲ乞フ

この「機密号外第一号」は二月十二日に清朝宣統帝が退位し清朝が滅亡した直後の二月十四日から三月十三日までの、ほぼ一ヶ月間にわたる判読電報であるが、これらの電報から、この期間にカラチン王、バリン王への蒙古秘密借款が成立し、多賀少佐指揮下の松井・木村大尉がカラチン・バリン王の北京脱出に同行して蒙古へ向かい、さらに、関東都督府の協力により、蒙古王へ渡す武器が大連に陸揚げされることとなったことなどが理解される。事実、前述の川島、高山大佐等の蒙古借款計画は多賀少佐に引き継がれ、三月一日に伊集院彦吉北京公使より大倉組天津支店長の名義でカラチン王に九万円、バリン王へ二万円が貸与されることとなり、順次、両王へ交付されたのである。なお、この合計十一万円の借款のうち八万円は外務省、三万円は參謀本部の支出であった。⁽²⁾このように、多賀少佐を中心に進められた蒙古借款には參謀本部ばかりでなく外務省も深く関与していたのである。一方、これらの電文のなかには満州における川島や高山大佐等の動向に関する電文は一通も見当たらない。それは、政府が、英国側から満州分離運動に対する牽制を受けたり、米・英・仏・独の中国新政府

借款団への参加を企てていたことなどにより、満州をめぐる国際摩擦を避けるため、宗社党関係日本人の満州独立運動を取り締まったからであった。⁽²⁸⁾又、外務省記録『蒙古情報』所収の三月十二日、在奉天貴志彌治郎少佐より参謀次長宛電報によれば、

訓電拝承ス 高山大佐ハ今度著奉後支那人ニ面会セス下官ハ二三友人ノ武官ヲ儀式的ニ訪問シタルニ止マリ兩人共任務以外ニ未タ何等宗社党ニ関係シタル事ナシ、又川島配下ノ者ニハ其後全ク手ヲ引カシメツアルニ係ラス一方自動的ニ支那(三字不明)宗社党ノ盛トナルヲ下官等ノ煽動ト当地日本官吏ヨリ癖目ニ見ラルルヲ遺憾トス、本部ニテノ御訓示ハ充分守リ居ルモ尚ホ今回ノ訓電ニ依リ一層注意ヲ払ヒ決シテ違反スル如キ事ヲ為サザレハ御安心アリタシ

と、あり、十二日頃におそらく、参謀本部より満州独立運動、とくに宗社党との接触を禁じた訓令が出され、高山大佐や川島がこの運動から手を引かされたことが推察できる。このような状況のなか、一方では、蒙古への武器輸送計画が進められていく。

(II) 第二艦隊機密号外第二号

○三月十四日北京多賀少佐ヨリ参謀次長宛

パリン王ノ購買スル兵器ハ三十三年式連發銃ニテ「カラチン」ハ二千「パリン」ハ五百彈藥ハ每銃二百宛元騎兵用ノ拳銃二百彈藥一万此他騎兵用爆發管等ナリ之レハ已ニ守田大佐ニ頼ミ該地ニ在ル大倉館員ニ命シタリ契約ハ蒙古王ノ名ヲ以テス此兵器ハ大連ニ陸揚シ軍隊用トシテ開原軍隊ニ送り世人ノ注目ヲ惹カヌ手段ヲ以テ逐次蒙古ニ輸送ス大連ヨリ開原マデ軍隊

用ノ名目ヲ以テ輸送シ得ル様至急御配慮ヲ乞フ大連へ陸揚スルコトハ関東都督府ノ意向ヲ尋ネテ定メタルナリ四月初ニハ松井ハ開原ニ来ル予定故速ニ運バセタシ田口ノ代リ直グ派遣ヲ乞フ御返電ヲ待ツ

○陸軍武官ノ変名

時局ニ際シ必要ナリトテ変名ヲ使用シ居ルモノ左ノ如シ

高山大佐……………川田一郎(奉天) 守田大佐……………加藤誠

岸少佐(筆者…貴志彌治郎少佐の誤り)……………河村八十男(奉天) 宮内少佐……………山中一郎

日下少佐……………市川……………(四平街) 多賀少佐……………栗山新藏(北京)

○三月十一日奉天岸少佐(筆者…以下貴志に改める)ヨリ北京多賀少佐宛

タラハン王ハ(?)日、露兵ノ護衛ニテ来奉シ目下城内ニアリ当分滞在スル筈、今後ア親王ザント王露兵護衛シテ当地ニ来ルトノコトニテ今ヤタラハン、…ウクン、ザントノ各王等ハ軍資金及ヒ武器ノ供給ヲ露国ヨリ受クル協約整ヒタルモノノ如ク又タラハン王随行セルラマノ一人ハ蒙古各王及ビラマヲ説キ露国ニ信頼セシムル為メ已ニ当地ニテ運動ヲ開始セリトラマハ目下小庫倫ニアリテ(二字不明)日出発当地ニ来ルヘク全人ハ一切ノ運動費ヲ露国ヨリ受ケ居レリトノ説アリ

右ノ形勢ナレバ貴地ニ在ル蒙古各王ハ二鎮(日本人?)ノ手ニテ世話シ我ニ信頼セシムル如クスルコト必要ナリ就テハ彼等奉天ニ来ルナラバ貴志ノ方ニテ人ヲ出ス当地ニ送ラレタシ都合悪シケレバ当地ヨリ確實ノモノヲ向ヒニ出サン武器買入ノコト如何ナリシヤ返待ツ(貴志)

(日下操)

○三月十四日北京多賀少佐ヨリ四平街日下少佐宛

小銃ト拳銃ノ外入用ノモノ(三字不明)ト四個ノ内大連旅順ニテ得ラルルモノアレバ該地ニテ得タシ騎兵用爆発管○個同

シク信管〇個入ノモノ〇〇〇個シソウ彈〇個（少シ不明）火索各〇〇宛……個之レニ用フル被裂線〇〇米突并ニ伝信管〇個兵器ハ大連へ陸揚スルニ定ム福島（泰平公司福島三郎…筆者註）ニ命シ準備丈デモ速ク為シ置ク様ニ命スル事ヲ願フ守田大佐へ宜敷多賀

○奉天貴志少佐ヨリ北京多賀少佐宛

（佐藤安之助）

手紙見タ武器ノ事福島ニ命セリ都督府へノ交渉ハ駄目ナリ満鉄ニテ何トカシテ輸送シ呉ル様佐藤（中佐）ト協議中ニテ出来ル見込ミナルモ奉天蒙古王ノ名ニテ当地總督府ヨリゴショウ（護照…筆者註）ヲ受クルコト都合悪シキヤ是非買入契約名義者ヲ要ス護ニスヘキカ（五字不明）契約スルコトモ大連着ハ〇週間后ナリ至急君ノ来ルヲ待ツ返事アレ

○三月十五日北京多賀少佐ヨリ奉天新市街東洋ホテル貴志少佐宛

前電ノ兵器ノ件ハパリニ契約書カセシニ王ハ承知シ居リシガ其部下ハ始メテ三三式ナルヲ知り之レニテハ戦争ガ出来ヌト云ヒ出シ「パリ」ハ（少シ不明）三八式又ハ露国銃ニ換ヘテ呉レト云ヒ来レリ蓋シ「パリ」ニハ三三式已ニ〇アリ皆不具合ニテ部下ニハ非常ニ不信用ナルガ故ナラン今三三式ヲ無理ニ売レバ王自身ガ使用スルニ非ズ部下反対心ヲ喚起スハ不可ナル故「パリ」ノ方ハ三十年式華具（？）ナシニ〇挺彈藥〇〇ト定ム木村ハ心配シテ途中ヨリカラチンへ急行シ更ニ念ヲ押シ打電シ来ル筈、数日待レタシパリノ契約書取り来レリ多賀（終）

この「機密号外第二号」では高山大佐、川島浪速らの満州独立運動が挫折したあと、蒙古拳兵のため蒙古へ引き渡す武器の数や種類、又、その輸送方法についての検討の様子。さらに、蒙古に対する露国の積極活動などを窺うことができる。

(四) 第二艦隊機密号外第三号

○三月十七日北京多賀少佐ヨリ四平街日下少佐へ

今朝立チ奉天へ行ク

○三月二十三日奉天多賀少佐ヨリ北京齊藤少佐へ

貴電見タ大連旅順ヲ經テ昨夜飯ツタ先ツ都合ヨキ方ナレドモ中々困難ナリ今日四平街ニ行キピントノ請ハ守田ト相談ノ上更ニ返答ストオヤヘハ適當ニ御伝ヲ乞フ二十四日当地ヨリ飯ル予定

○三月二十三日奉天多賀少佐ヨリ北京齊藤少佐へ

電見タ今四平街ヨリ飯ツタ守田大佐へハ至急打電セリ宮内ハピント監視ノ為新民府へ移ルコトニキマリシ全氏ハ出掛ルナラン僕ハ明日飯ル

○三月二十三日福島次長ヨリ多賀少佐へ

電見タ開原着ノ荷物ヲ馬賊ニ盗マシムルノ手段ハ穩カナラズ我鐵道会社ヨリハ今少シク穩当ナル手續ヲ採用スルモ強テ追及スルノ必要ヲ認メズ唯何レニシテモ世間ニ目立タサルコトニ最モ深ク注意スルヲ要ス

○三月二十五日福島次長ヨリ多賀少佐へ

貴官等尽力ノ結果蒙古トノ關係益々好都合ニ相向ヒ最モ満足ナリ今後モ益々彼等ヲ我国ニ引付ケ他日好機ニ投ズルトキノ

素地ヲ作ルコトニ努力スヘシ但シ拳兵若シクハ之レニ類(？)スル行動ノ如キハ今尚時機ニ非ズ内外ニ対スル關係上最モ慎重ノ考慮ヲ要スルコト勿論ナルヲ以テ此種ノ件ニ就テハ念ニモ念ヲ入レ充分ニ攻究シテ必ズ予メ其詳細ヲ電報シテ指示ヲ受ケ萬々輕拳ノ事ナキヲ緊要トス彼ノ為メニ計ルニ此際蒙古諸王ハ今日ノ時勢上必要ナリトノ名義(可成ハ声ヲ立テス熟考ヲ主トスヘシ名義ノ如キハ已ムヲ得サルトキノ言訳ト知ルヘシ)ニテ軍隊ヲ練精シ私ニ多數ノ兵器彈藥ヲ貯藏シ各王ハ互ニ連名シ以テ他日協同動作ヲ執ルノ機會ヲ待タシムルヲ最良ト思考ス此電報ハ高山守田及多賀ニ發送シ青木ニ通報セリ(傍線筆者)

○三月二十八日奉天貴志少佐ヨリ北京多賀少佐ヘ

今日福島ニ現金引渡シ残余ハ此地ニテ正金ニ利子付シ預ケタリ

○三月三十日奉天貴志少佐ヨリ北京多賀少佐ヘ

山岸昨夜当地着暫ク当地ニ置キ后開原ニ至ラシム

○三月三十一日北京多賀少佐ヨリ奉天貴志少佐ヘ

福島ニ支払ヒ残余預入レノ件承知御面倒ヲ多謝ス又山岸ノ件御申越ノ如ク頼ム 又旧式騎兵軍刀(一)個ヲ至急注文ス又爆發管其他モ同ジ福島ヘ御命ジヲ乞フ

○四月一日北京多賀少佐ヨリ福島次長ヘ

過日ノ御電訓ニ対シ実施上ニ就テ次ノ件御參考マデニ申上ゲタシ 現在ノ有様ニテハ將來多數ノ兵器ヲ買ハセルコト困難

ナリ何トナレバ蒙古王ハ金錢ノ余裕ナク土地鉅山ヲ抵当トシテ金ヲ貸付ルコトハ特別ノ事情アルカラチントバリンヲ除キ小策ニテハ容易ニ承知セズ ピントモ (砂〇) 人ナリ目下ナイマン王ハ借款ヲ望ミ居ルモ利権抵当ヲ承知セズアヲヲユモ目下兵器ヲ買ハントシツツアルモ少数ナリ 今回カラチントバリンニテ三十年式千五百ヲ契約セシカ值貴キ故将来之以上ハ不可能ナラン三十二年式ハ一般ニ不評判ナリ露国統ヲ希望シ居ルモ目下物ナシト故ニ彼等ニ兵器ヲ買ハセルハ若シ利権抵当不可能ナル場合ニハ一方ニ於テハ日本人ヲ招聘スルコトト兵器ヲ買フ条件ノ下ニ小額ノ信用貸シヲナシ其期限ヲ短カクシ其期限ニ至リ返金出来ズバ更ニ利権ヲ抵当ニ容ルヘキ方法ヲ試ミテ差支ナキヤ 軍隊ヲ訓練スルニハ支那側ニ対シ最も秘密ヲ要スルト共ニ若干ノ決心ヲ要ス會テ政府ハ蒙古王ニ對シテ軍隊ヲ訓練スルヲ禁シ且ツ蒙古王ノ保護ハ熱河又ハ其他ノ各管轄所ニ於テナスヘシ王自ラ保護スルノ必要ナシト云ヘリ 之レガ為カラチンノ日本式兵百余名モ解散セシメラレタルナリト故ニ今カラチンニテ訓練スルハ毒蛇ノ恐れアリバリン付近ニテ窃カニ訓練センカト予定シ居レリ 但シ之レモ何時カ北京ニ知レルモノト覺悟セサルヘカラズ其時ニ自衛ノ為ナリト云フモ支那政府ハ然ラハ熱河ノ兵ヲ派シテ保護スヘシトノ名目ノ下ニ守備兵ハ増加サレカラチン等ヘハ熱河ノ兵ヲ派シテ保護スヘシトノ名目ノ下ニ守備兵等ノコトナシトモ限ラズ此時機ニ於テハ熱河軍隊ヲモ利用セントノ希望ナレトモ若シ時機ニ先立チ庄迫ヲ加ヘラレ我事業ノ根本ニ妨害ヲ加ヘラルル虞アルトキアリトセバ或ル程度マデ臨機ノ処置ヲ為サルヘカラサルカト想像セラル 例ヘハ此際ニ於テハカラチンバリンハ知ラヌ顔ヲナサシメ馬賊ヲシテ少シク内部ヲ騒カセテ各王ヲシテ自衛ノ必要ヲ認メシメ且ツ支那軍ヲ奇襲スル等ノコトモ止ムナキニ到ランカト想像セラル 但シ此等ノ事ハ一旦得タル利権ヲ有効ニ確實ナラシムルコトヲ忘レ成算ナキ輕挙ヲ敢テスルノ意ニ非ズ 又熱河赤峰ト北京トハ目下暗号電報ヲ禁セラレタルヲ以テ小官蒙古ニ入ル以后ノ臨機ノ通信ハ困難ナラント予想ス 兵器ヲ開原ヨリ蒙古ニ輸送スル方法ハ更ニ攻究中ナルモ大体ニ於テ次ノ如クセントス即チカラチン王ノ腹心タル役人ヲ連レ來リ現地ニ於テ引渡ヲナシ其后ハ該役人ヲシテ勝手ニ輸送セシムルヨリ他ニ方法ナシ其時ハ最も穩便ノ方法ヲ講ズヘキモ滿鉄会社ヨリ補助ヲ受クル望ミナシ 但シ輸送中万一支那官憲ノ妨害スル所トナレバ威

力ヲ用ヒテ目的ヲ達スル考ナリ 又趙総督ハ我奉天領事ニ次ノ照会ヲナセシ旨公使館ヨリ聞キタリ即東三省ノ各長官ノ管轄セル蒙古ニ関シ蒙古人ガ任意ニ外國人ト契約シ為メニ紛擾ヲ生センコトヲ氣遣フヲ以テ時ノ前後ヲ問ハス蒙古官民ト外人トノ契約ニテ(二三字不明)長官ノ裁定ヲ經サルモノハ無効タルヲ声明スト此事ハ目下ノ計畫ニ何ノ障害モナキモ此種ノ事ハ將來必ス続出スルコトト予想ス又坂西大佐ノ言ニヨレバ袁世凱ハ頻リニ小官ニ目ヲ付ケ居ルモノアル様子ナリ蒙古ニ入ル前ニハ公然暇乞シテ北京ヲ去リ大沽ヨリ乗船シ何レニカ一旦帰國セシ如クシ然ル后リヨウセントス

この「機密号外第三号」での最も重要な点は三月二十五日付の福島参謀次長から多賀少佐への訓電によって、これまで進められてきた蒙古挙兵計画が中止されたことである。この電報によれば「挙兵若シクハ之レニ類スル行動ノ如キハ今尚時機ニ非ス」と、とくに中止の理由については述べていないが、さらに「内外ニ対スル關係上最モ慎重ノ考慮ヲ要スルコト勿論ナルヲ以テ」と続けて述べているところから、当時の國際情勢、とくに露國との間に進められていた東内蒙古における勢力範圍の分界設定を中心課題とする第三回日露協約交渉状況などを反映していたものと思われる。この頃は、日本は露國に先んじて、米英独仏四國財團の対袁借款に参加を決定しており、そのことに不快を感じた露國との調整が懸案となっていた時期でもあった。²⁷⁾ また、この中止電報が打たれる前の三月十七日付在奉天落合謙太郎総領事から内田康哉外務大臣宛、第一八六号電報によれば、東部蒙古地方における今後の見込み及び方針を検討するため、奉天において落合總領事(外務省)、高山大佐(参謀本部)、三原辰次大佐(関東都督府)、佐藤安之助中佐(満鉄)、守田利遠大佐(参謀本部)らの現地機關を集めた秘密会の開催が計画されていた。この会の提唱者は守田大佐であった。この秘密会開催には内田外務大臣も同意を示し、福島参謀次長も三月十九日付の外務省への回答で賛意を表した。²⁸⁾ その同じ回答の中で、福島参謀次長は、「滿蒙事業ノ發展ハ吾等本来ノ希望ニシテ之カ為是迄種々ノ障碍オヲ排シテ今日ニ到リシ次第ナリ其今日勉メテ抑存傍觀ノ態度ヲ嚴守セシメツツアルモノハ一ニ外交關係上已ムヲ得サルニ出テタルモノナルコトハ今更縷説ノ必要ナシト信ス故ニ外交当局ニシテ差支

ナシトノコトナラハ着手シ度キコトハ一二ニシテ足ラス」と、参謀本部が現在滿蒙において活動を控え目にしているのは、第一に外交關係上からであり、外交当局からの許可があれば、直ちに活動したいと、その本音を述べているところからも、蒙古舉兵の中止は、先に述べたような当時の國際關係が反映していたと考えられる。また、先の奉天における秘密会も、そのような國際状況の中で現地機關の調整會議であつたと思われる。そして、蒙古舉兵の中止により、その後の方針は、蒙古軍と將來協同行動をとるための準備として蒙古軍の充実と同軍の練精へと変更された。しかし、四月一日の多賀少佐から福島参謀次長への電報では、それらの実現にはいくつかの問題点が指摘されており、方針変更後の計画実現も困難な状況になつてきた。また、多賀少佐が進めている蒙古への武器輸送計画も袁世凱の疑惑を招きつゝあつた。このような情勢の中、蒙古への武器輸送計画は継続されていく。

(IV) 第二艦隊機密号外第四号

○四月三日奉天貴志少佐ヨリ北京多賀少佐へ

軍刀爆発管シソウ彈等注文セリ御希望ノ拳銃○○挺彈藥○○發ハ内地ニ在リ一挺彈藥○發付金十〇円五十錢ナリ注文シテ可ナルヤ返待ツ

○四月四日北京多賀少佐ヨリ参謀次長へ

カラチンチュウキカンコヲハ金五千円借用ヲ申シ来レリ但シ日本人ヲ聘シ且ツ兵器若干ヲ購求スル条件ヲ承知ス南部蒙古ニ少シニテモ多ク兵器ヲ入レ且ツ下士一名ヲ家庭教師ノ名義ニテ派遣シ窃ニ訓練ヲナサシメ置クハ將來利権ヲ獲得スル準備トシテ最も必要ナリ殊ニ該旗ハカラチン王ト堅固ニ連絡セシムル為メ此際何トカ御都合願ハレ間敷ヤ御返電ヲ乞フ小官今天

津ニ来ル数日滞在ス此間通信ニ凡テ当地軍司令部副官氣付多賀トセラレタシ

○四月五日天津多賀少佐ヨリ奉天貴志少佐へ

兵器ノ件多謝ス拳銃○○挺彈藥○○至急注文頼ム僕今天津ニアリ五六日滞在通信ハ軍司令部僕宛頼ム

○四月六日天津多賀少佐ヨリ奉天貴志少佐へ

過日ノ貴電ニ軍刀ノコト尚旧式騎兵刀注文被下レシヤ宜シク頼ム又拳銃軍刀其他ハ銃ト同時ニ着スルカ福島ヨリ返事頼ム

○四月七日奉天貴志少佐ヨリ天津多賀少佐へ

軍刀拳銃注文セリ第一回注文ノ船ハ今月一〇日神戸発二〇日大連着ノ予定ナリ第二回ノ分ハ多分後ルルナラン併シ可成同時ニ着スル如ク尽力スベシ

○四月七日天津多賀少佐ヨリ奉天貴志少佐へ

貴電見タ御配慮ヲ謝ス兵器ハ少シ後レテモ一度ニ陸揚シ得ルヲ希望ス又カラチンヨリノ通知ニヨレハ松井ハ約三週間程後レルカモ知レヌ又奉天ニ行クト云ヒ残シテ行キタル由夫故山岸ヲ今開原ニ遣ル必要ナシ当分貴地へ止メラレタシ当人入費其内送ルヘキモ夫レ迄宜敷頼ム

○四月九日參謀次長ヨリ天津多賀少佐へ

五千円ノ件多分出来ルナラン両三日中ニ確報スヘシ

○四月十日天津多賀少佐ヨリ參謀次長へ

借款ト日本人招聘ニ関スル電報承知スカンコヲハ又々五千両ヲ借り至急銃三百ヲ買ヒ度旨申シ来リシガ未ダ何ノ返事ヲナサズ カンコヲハアヲハン王ノ親戚ナリカンコヲヲ手ニ入レ置ケバアヲハンヘノ連絡容易ナラント思フモカラチンチュウキノ鉦山ハ已ニカラチン王ガ窃カニ我ニ対スル抵当トナシ居ルノミカ其他ノ利権モ或ハ已ニトヲトヘ抵当トナリ居ル疑モ有ル故ニ重抵当ヲ周知ノ上ニ非サレハ利権ヲ抵当トスル借款ハ出来ズ是非抵当ガナケレバナラヌナレバ尚取調べ得ル丈取調フヘシ又日本人招聘ノ件ハ前問題ト同様ノモノカ尙攻究スヘシ又木村ハ三月三十一日カラチンヲ出發セリ其際發セシ使ノ持来リシ手紙ニヨレバ東蒙古王侯中露國ノ保護ヲ受クルヲ希望スルモノアル様子ナルモ目下特ニ注意スヘキ關係ナキ模様ナリ又活仏ハ皇帝ヲ称シ東蒙古諸王ニ対シ即位ノ通知ト其来朝ヲ促シタル書面ヲ送レリ此書面ハシリントクルメイヨリツキカエサレタルモバリン王トカラチン王ハ旅行中受領セリバリン王ハ承知セズカラチン王ハ直ニ使ヲ庫倫ニ派シ即位ヲ賀スル名義ノ下ニ狀況視察ヲナサシメタリ又元ノ馬賊頭今ノ活仏ノ參謀長タルトヲトハ兵六百ヲ率ヒバリン方面ニ来レリトノ報アリ多分活仏ニ帰服セシムヘク示威的勧誘ナルヘク松井ハカラチンニ出發スルトキニ予定行動一ヶ月位後ルルト云ヒ残シタリト又木村ヨリ赤峯發普通電報ニヨレバトヲトハ兵五百ヲ率ヒバリンリンセイ県ニ来リ赤峯頭領ハ兵五百ヲ率ヒ之レニ向ヒタリト

○四月十日奉天貴志少佐ヨリ天津多賀少佐へ

第二回分(三字不明)金ハ預金ヨリ支払ヒテヨキヤ至急返待ツ(終)

この「機密号外第四号」では、いよいよ武器の買い付けと大連搬入の日取りが決定し、四月二十日の武器到着予定に合わせるための準備や蒙古王の新たな借款問題、及び東蒙古の緊張した状況などが窺える。

(v) 第二艦隊機密号外第五号

○四月十四日北京多賀少佐ヨリ福島次長へ

兵器ハ二十日大連着ノ予定故十八日当地出發ノ筈其前ニカンコヲ五千円ノ件何レニカ決定シ度シ利権ハ露国ニ入レアルガ如シ夫故彼ハ抵当ヲ承諾セヌナラン彼レハ此金ヲ以テ武器ヲ買入レ人ヲ聘スル考ナリ是非抵当ヲ要スレハ此際断リタシアラハン貝子ハ借款ヲ申シ来リシモ閩西駐劄区ナル故之レヲ断リシニ彼レハ袁ニ買取セラレタラシク大ニ金ガ出来且ツシリンコルメイノ片田舎ニ袁ノ使ニナリ近々出發ス彼レハ用向ヲ秘シ居ルモ其口振リニ依レハシリンコルメイ、ナンブンクキ王へ袁ノ意志ヲ伝ヘルニ在ルカ如シ小官ハシリンコル方面へハ未ダ少シモ手ヲ出シアラズ

○四月十四日奉天貴志少佐ヨリ北京多賀少佐宛

第一回分兵器十九日大連着君ハ是非同日迄ニ大連ニ至ルヲ要ス 第二回分ハ總テ注文急ギ送ラシム安心アレ福島ハ打合ノ為メ今日大連ニ行キ遼東「ホテル」ニ在リ

○四月十五日福島次長ヨリ北京多賀少佐宛

五千円借款ノ件ハ担保不確實ト思考ス此度ハ先ツ体能ク断リ置クヘシ

○四月十九日大連多賀少佐ヨリ北京菊池少佐宛
(菊池武夫)

今朝大連着第一回分兵器到着明日陸揚ス凡テ好都合御安心ヲ乞フ

○四月二十二日大連多賀少佐ヨリ北京菊池少佐宛

武器都合ヨク窃カニ陸揚ヲ終ル松井ハテイカトンヲ発シ東行ス僕明日四平街ニ行ク

○四月二十三日開原多賀少佐ヨリ北京齊藤少佐宛

四平街ニテ会シタ今開原へ着タ僕ニ用アルトキハ奉天川村方宛ニテ頼ム

○四月三十日宇都宮少将ヨリ北京齊藤少佐宛

左ノ電報多賀ニ伝ヘラレタシ

東蒙古(?)

(渡辺哲信)

彼我(二三字不明)トノ借款ノ件ハ条件次第ニテ東京築地三丁目二十三番地渡辺鉄心之レヲ引受ケントス条件ヲ確定シ

テ協商スルコトニ歩ヲ進ムヘシ

○四月三十日奉天多賀少佐ヨリ北京齊藤少佐宛

(遠矢治吉(依田丑之助))

電見タカラチンノ為ニ遠屋、豊田ノ二人奉天瀋陽館福島へ送ラレタシ遠屋、豊田ハ支那服用意命セラレタシ奉天マデノ汽車賃ハ一時立替ヲ乞フ当地ノ準備出来タルモ北方ノ事頗ル困難都合ニヨリ兩三日中再ビ北方へ行ク故遠屋、豊田ノ奉天着ノ日取御通知ヲ乞フ当分連絡ハ当地憲兵分所トス

○五月二日開原多賀少佐ヨリ北京齊藤少佐へ

例ノ事殆ド不可能ナルガ如シ僕明後日奉天へ行ク

この「機密号外第五号」では、大連に無事、武器が到着し、密かに陸揚げが完了したこと。また、その武器を蒙古王に引き渡す担当の松井大尉と多賀少佐が四平街で接触し、いよいよ武器輸送の段階になったことなどがわかるが、五月二日付の電報では「例ノ事殆ド不可能ナルガ如シ」という電文も見え、蒙古への武器輸送の困難さを窺う事が出来る。武器輸送には参謀本部でも苦慮していたようで、福島参謀次長の先の回答書⁽³⁹⁾の中でも、武器輸入について、「唯熟考ヲ要スルハ其方法ナリ殊ニ現役將校ガ表面之等ノコトニ關係スルコトハ甚タ宜シカラサルヲ以テ裏面ニ於テ極メテ必要ノ助言ノミニ止メ實際ノ仕事ハ直接關係商人等ヲシテ遂行セシムル様訓戒シ置キタル次第ナリ」と、多賀少佐等現役將校が直接武器輸入に關係することに懸念を示していた。結局、蒙古への武器輸送はこの後、民間人の薄益三を中心とする日本人の一同と蒙古馬賊左憲章らの協力によって実行されたが、六月上旬、輸送途中の鄭家屯北方において、奉天総督趙爾巽の部下の攻撃を受け、双方多数の死傷者を出し、松井大尉も重傷を負い、武器はその場で焼棄された⁽⁴⁰⁾。ここに第一次滿蒙獨立運動は失敗に終わった。この事態に対し、大島健一参謀次長（明治四五年四月二五日就任）から北京青木宣純少将に宛て、六月十二日、次のような電報が打たれた⁽⁴¹⁾。

過般来多賀少佐ノ營ミツツアルカラチンバリン東蒙古等ヘノ兵器密輸入ハ五月下旬四平街附近ニ於テ支那官憲ノ疑フ所トナリ松井ノ率ウル右兵器輸送隊（日本人ノ指揮スル馬賊及蒙古兵ヨリ成ル）ハ六月一日ティカトン附近ヲ出発シ赤峯ニ向ヒタルガ四日ティカトン屯在馬賊一營ハ之レヲ追跡シ目下成行不明ナリ斯クテ本件ハ将来支那官憲ヨリノ交渉案件ニ至ル虞レアルモ右ハ浪人組ノ計画ニ懸リ多賀松井等カ個人トシテ之レニ關係シタルニ過キサルモノトシ曖昧ニ附シ成ルヘク其交渉ニ取合ハサル方致シ度シ御含置マテ

この電報の内容は、多賀少佐が行ってきた蒙古への武器輸入が失敗し露見した場合、日中間の交渉案件となるおそれがある

が、この問題は、あくまで多賀や松井の個人的問題として扱い、なるべく交渉にはのらないようにと云うものであった。ここに蒙古拳兵計画は、実際には参謀本部・外務省などの指導のもとに実施されたにも関わらず、表向きには、民間浪人組と多賀・松井ら出先軍人が個人的に計画したものとされてしまったのである。

この後、多賀少佐は、滿蒙関係事業からはなれ、大正元年九月福州駐在武官に転動した。福州駐在中の大正二年八月には孫文の亡命を助ける機会を得た。翌年には歩兵中佐に進み、山東半島李村軍政官に命ぜられ、地方行政に手腕をふるい善政を布いたと伝えられている。大正五年、南京駐在武官となり、保定以来の旧知、馮國璋が南京督軍として在任していた関係から、大正六年二月江蘇督軍顧問に就任し、以後、大正十一年に帰国するまで南京に駐在した。この間、大正七年歩兵大佐に、同十一年八月少将に累進した。大正十二年三月予備役編入となり、昭和十年退役した。帰国後、毎年、自宅において蒙古への武器輸送中に亡くなった犠牲者の慰霊祭を営んだと云う。

おわりに

以上、多賀宗之少佐が関係した第一次滿蒙独立運動、とくに、蒙古拳兵及び武器輸入計画の経過を海軍傍受電報や外務省記録の内容を中心に述べてきた。これらのことから理解し得たことを整理して見ると、まず、第一次滿蒙独立運動とは中国分割論を主張していた川島浪速や高山公通大佐等が宗社党と共に肅親王を擁し、滿州独立を計画した部分と、蒙古諸王への借款と武器供与による内蒙古の拳兵独立計画の部分、それに、拳兵計画中止後の蒙古軍の装備・練兵充実のための武器輸送計画という三つの部分からなっていたこと。さらに、それらの部分におけるそれぞれの計画のうち、二つは参謀本部自らの訓令により順次中止され、一つは中国官憲への発覚により失敗に終わってしまったこと。そして、計画中止の理由は当時の外交関係の上からであったこと。また、中国に渡った多賀少佐は参謀本部の訓令により、いずれの計画にも関わりを持った

が、それは、多賀個人の意志による活動ではなく、参謀本部の命令の範囲の中での活動であったことなどが理解された。そして、この第一次満蒙独立運動の失敗により、多賀少佐は福州駐在へと配置換えになったのである。

ところで、第一次満蒙独立運動は何故、次々と破綻したのであるうか。それは、もともとこの運動に対する参謀本部の方針の曖昧さが原因であったと考えられる。多賀少佐の直接の上司である宇都宮太郎参謀本部第二部長が辛亥革命勃発後の明治四十四年十月十五日付で上原勇作陸軍中將宛に送った『対支那私見』³⁴⁾に依れば、宇都宮は「今度の内乱は今少しく真面目に発達せば、少くも満漢二族の二国家に分立せしめ得るの望無きにあらず。」と、川島と同じような中国分割論の考えに立ち、「対清政策上表面には当然現清朝を援けて其顛覆を支へ、裏面に於ては極めて隱密に叛徒を援助し以て益々其強大を致さしめ、適當の時期を見計ひ居中調停、二国に分立せしめ、而して出来得れば其双方と特種の關係(例へは一は保護国若くは其類似、一は同盟とする等にして、此間報酬的に滿州問題等を我れに有利に解決せしむべきは勿論なり)」を結び以て時局再転の機を待つべきなり。」と、表面では清朝、裏面では革命派を援助し、両勢力と特種な關係を持つていたことからも、その方針の曖昧さを窺うことができる。結局、この曖昧さが、趙爾巽総督や張作霖などの満蒙独立運動には欠かせない重要勢力に日本への懷疑を抱かせる結果となり、第一次満蒙独立運動は失敗に終わったのである。また、この運動は、大正五(一九一六)年、第二次満蒙独立運動³⁵⁾として再燃し、結果は失敗に終わるが、やがて起こる滿州事変や滿州建国へのさきがけとなったのである。昭和二(一九二七)年、高山公通中將と多賀宗之少將は連名で上原勇作元帥へ「秘対大陸策所見」³⁶⁾と題する意見書を差し出して、滿蒙・シベリアを日本の勢力下に置くことを主張しているのである。この意見書からは、第一次満蒙独立運動の失敗が、その後の多賀の意識や活動に大きな影響を与えていたであろうことを窺い知ることができる。このように、辛亥革命を契機に具体化された第一次満蒙独立運動は、その方針の曖昧さや、中国をめぐる複雑な外交關係などから運動は順次縮小され、結局失敗に終わったが、そのことは、この運動の關係者や参謀本部派遣將校の中に不満を残し、その後の第二次満蒙独立運動や滿州建国に直接、間接の影響を与えることとなったのである。

なお、多賀宗之氏関係資料の閲覧及び使用を御許しいただいた宗之氏の三男であり、本学国史学専攻の元教授であられた多賀宗隼氏が、本稿執筆中の平成六年三月十五日、突然御逝去された。享年八十五歳であった。ここに、心よりご冥福をお祈り申し上げる次第である。合掌。

注

(1) 北洋軍官学校の教官時代のことについては、『北洋陸軍建設記』と題した記録にまとめられており、故多賀宗隼氏の手元に保存されている。

(2) 東亜同文会編『統対支回顧録』下、九二五～九三二頁。多賀宗之辞令。(故多賀宗隼氏所蔵)

(3) 吉村道男『増補日本とロシア』、鈴木隆史『日本帝国主義と満州』参照。

(4) 由井正臣「辛亥革命と日本の対応」(『歴史学研究』1969.1.34号)において部分的なものは既に紹介されているが、本稿では、外務省記録中の関連史料を加えて検討する。

(5) 『自明治四十四年至大正二年清国事変書類』巻二。『陸軍省密大日記』明治四十五年大正元年。(防衛庁防衛研修所図書館所蔵)

(6) 外務省記録『蒙古情報』第一巻。『外務省電信綴』。(外務省外交史料館所蔵)

(7) 前掲『陸軍省密大日記』。

(8) 日本側の対応については、前掲、由井正臣「辛亥革命と日本の対応」及び、栗原健編著『対滿蒙政策史の一面』参照。

(9) (10) 『日本外交文書』第四十四卷四十五卷別冊清国事変(辛亥革命)五〇～五一頁。

(11) 前掲『日本外交文書』第四十四卷四十五卷別冊、三八三～三八五頁。

(12) 前掲『日本外交文書』第四十四卷四十五卷別冊、四七一～四七二頁。

(13) (14) 前掲、栗原健編著『対滿蒙政策史の一面』所収「齊藤恒寛書」三〇七～三二二頁。

(15) 会田勉『川島浪速翁』文粹閣、一九三六年、参照。

- (16) 前掲『日本外交文書』二八六～二八八頁。
- (17) 前掲『密大日記』明治四十五正大正元年。
- (18) 前掲『日本外交文書』三六五～三六六頁。
- (19) 前掲『日本外交文書』三六六～三七六頁。
- (20) (21) 前掲『密大日記』明治四十五正大正元年、「訓令通牒ノ件」。
- (22) 宇都宮太郎より多賀宗之宛書簡、年不詳であるが、内容から明治四十五年二月十六日と推定。(故多賀宗畢氏所蔵)
- (23) この『清国事変書類』巻二に収められている海軍傍受電報についてはなるべく原文に近いかたちで掲載したが、旧漢字については一部、現代漢字に直したものもある。また、人名についての傍注は筆者によるものである。なお、この電文はすべて海軍用罫紙を使用し、すべてに極秘若しくは秘印が押されている。
- (24) 前掲『日本外交文書』三七三～三七六頁。
- (25) 前掲、由井論文、及び『日本外交文書』第四十四卷四十五卷別冊、三五一～三五二頁参照。
- (26) 前掲、外務省記録『蒙古情報』第一卷所収、この電文は陸軍用罫紙を用い、極秘印の他に、外務大臣内田康哉、政務局長倉知鉄吉の押印がある。
- (27) 吉村道男『増補日本とロシア』四二頁。
- (28) 前掲、外務省記録『蒙古情報』第一卷、落合奉天総領事より内田外務大臣宛、一八六号電報。
- (29) (30) 前掲、外務省記録『蒙古情報』第一卷、「外務省第一八六号ニ対シ」福島参謀次長手交極秘回答書。
- (31) 黒龍会編『東亜先覚志士記伝』中、三一八～三四八頁。
- (32) 前掲、『自明治四十五年至大正二年清国事変書類』巻一、この電報も海軍第二艦隊で傍受判読したもので、「大臣供覧」の押印が見える。
- (33) 前掲、『統対支回顧録』下、九二五～九三二頁。
- (34) 上原勇作関係文書研究会編『上原勇作関係文書』五五～五七頁。

(35) 前掲、栗原健編著『対滿蒙政策史の一面』、『東亜先覺志士記伝』中、六二五—六八二頁、参照。

(36) 前掲、『上原勇作関係文書』「昭和二年八月九日上原宛高山中将・多賀少将連名意見書」二八七—二九二頁。

多賀宗之関係書簡目録（故多賀宗隼氏所蔵）

一、伊沢修二書翰

1 明治 年 二月二七日 出版之儀ニ就キ御親切ニ被仰下奉謝候 先般泰東同文局書籍を清国皇帝皇太后両陛下ニ

進呈 小生ニ二等双宝星を賜り 光栄と奉存候

2 明治 年 二月二九日 貴著書名之儀猶種々考案ノ末、野操規典と命名致し候てハ如何ニヤ 福島將軍 至極同

意之趣御回答有之

3 明治 年 二月二〇日 先日野操規典と申上候ハ全く小生の考違ニて、福島將軍之御説ハ野操軌典ニて有之候

4 明治 年 月 日 福島將軍ニ御面接を得候 野外要務令及陣中規典之儀ニ付御意見相伺候 猶印刷製本之

体裁も篤と相同既に決定仕候

5 明治 年 三月二八日 今般出版東語真伝ハ、東語初階と併用致候ハバ完璧 北清分化開発の為メ弊局出版図書

御披露被下候段難有奉存候 今般各種図書各三十部局員ニ申付送付為致候

二、宇都宮太郎書翰

1 明治 四三年 六月 一日 帰朝挨拶

2 明治(四五)年 二月二六日 公使青木氏と相談シテ益々尽力セン

3 八月二五日 北海道旭川より南京多賀氏へ挨拶

三、薄 益三書翰（変名邑田小十郎）

多賀宗之と中国大陸（佐々）

1 大正二年七月三日 朝鮮新義州邑田より福州多賀宛、宗社党、変名ノ件など（新聞切抜アリ）

2 大正六年一〇月一日 蒙古産業協会成立ニツキ挨拶

3 昭和八年二月二日 満州国内活塩水販売ニツキ相談

四、大町桂月（芳衛）書翰 大町と宗之は従兄弟（母の兄の子）

1 年 月 日 （多賀宗雄宛書翰）

五、川島浪速書翰

1 大正 年 月 日 御祭典ニ参加スルヲ得欣快の至ニ奉存候（大正一一年以降カ）

六、萱野長知書翰

1（大正） 年 月 九日 戸塚町上台多賀宗之宛、諸方面にて金銭を詐取云々

2（大正） 年 月 二七日 青島萱野より南京多賀宗之宛、御承知の通り済南にて交渉中ニ有之候、大体は既に内閣

にて決定致し候云々

3（大正） 年 月 一三日 南京多賀宗之宛、山東民軍問題は漸く解決致し、呉舟が北京政府に拘禁されたる以来

云々

4 年 月 二〇日 親友大久保豊彦君を御紹介致し候

5 大正七年四月二日 愛宕下町萱野より高田村上戸塚上台多賀宗之宛、拙生の渡瀨を促され居候

6（大正八）年正月八日 大森新井宿より南京多賀宛、角田が浪人の代表なととおかし候、山東ニ於彼れら為め

ニ苦き経験有之候

7 年 月 四日 新橋萱野より上戸塚多賀宛、小生の病氣胆石黄疸病

8 年 二月 日 愛宕下町萱野より戸塚町上台多賀宛、病氣見舞い

9 年 月一八日 病氣見舞い

七、木下宇三郎書翰

1 年 五月二日 南京多賀宛 袁世凱ニ関スル記述アリ

八、楠瀬幸彦書翰

1 大正 八年 三月 三日 我国北京に於ケル文武外交団ノ更新 巴里會議ノ実況ヲ察スルニ云々

九、柴 五郎書翰

1 大正 年 三月一九日 退職挨拶の礼

一〇、田中義一書翰

1 大正 一四年 二月 五日 雑誌「日本及日本人」一一月一日号に掲載された記事内容についての礼状

一一、武田秀山書翰

1 年 月 日

一二、田岡正樹書翰

1 年 一月一九日 貴族院一件ニ付御礼云々

一三、土肥原賢二書翰

1 年 四月二日 「ロゼッタ」借款云々

一四、丹羽貞一書翰

1 大正 三年 五月一九日 福州丹羽より東京多賀宛（支那福州台湾銀行便箋使用）海軍秋元少佐等の記述アリ

一五、坂西利八郎書翰

1 大正 三年 二月 日 北京坂西より南京多賀宛

一六、服部宇之吉書翰

1 大正一四年二月二日 紹介状

2 年 月 日

一七、福島安正書翰

1 明治 年 月 日 (日露戦争時力)

一八、山岡熊治書翰 (土佐出身、日清戦争参謀)

1 明治三四年 三月 三日

清朝文献史料考

——特に「遼寧省図書館特蔵部」所蔵の

満・蒙・蔵文書籍をめぐる——

石橋 崇雄

一

清朝は一般に、部族社会に立脚する満族王朝として位置づけられるが、それと同時に、部族社会と対置された農耕社会の中国的な王朝、すなわち明朝に続く中国最後の伝統的専制王朝としても位置づけられている。清朝の性格にみられるこの相互に対峙する二面的要素は、その政治・社会・文化の中にさまざまな形で現れており、筆者自身、その中の幾つかを取り上げ、それぞれの視点から清朝の持つこの二面的要素について考察した⁽¹⁾。その際、この二面的要素を清朝の支配構造についてみると、八旗に代表される満族固有の制度に立脚する満族のハンが中国皇帝でもあるということの中に現れていることを指摘した⁽²⁾。この場合、ハンを頂点に置く八旗の旗人は満洲^{マニチュ}・蒙古^{モンゴル}・漢の三族からなり、その旗人たちが多民族（満・蒙・漢・ウイグル・チベットなど）を直接的、間接的（藩部）に支配する構造になっている。つまり、清朝のハンにはこれら多民族の支配者としての性格があったことになる。

このような多民族国家としての性格を反映して、清朝の文献史料には清朝の第一公用語であった満洲語だけではなく、モンゴル、漢など、各種の言語が用いられている。しかも、単一の言語で記したもののほか、同一内容を満・漢、満・蒙などの複数の言語で記した文献が多いこと、満・漢・蒙・チベット・ウイグルにわたる官撰、私撰の辞典類が多いこと、経書に代表される中国古典の繙訳が多いことなどの特徴がある。また複数の言語を用いたことから専門の繙訳機関や繙訳官を必要とし、繙訳科挙が実施されるなどした。³⁾したがって、清朝史を研究する際には、漢文によるもののみならず、満文、蒙文などの文献史料についても整理・検討しておかなければならないことになる。しかしながら、これら清朝の文献史料は現在各地に散逸しており、清朝の第一公用語であった満洲語による書籍の場合でいえば、

貴重な満文書籍も、辛亥革命後は大部分が毀損され、現在世界に遺存しているものは、嘗て上梓されたものに較ぶれば、九牛の一毛にも満たぬであろう。⁴⁾

という状況であり、そのため、各地に保存されている文献史料の調査が急務となっている。

ところで、現在までのところ中国における満文書籍目録としては、

○李德啓編『満文書籍聯合目録』（国立北平図書館・故宫博物院図書館、民国二一（一九三二）年）

○富麗『世界満文文献目録』初編（中国民族古文字研究資料叢刊、中国民族古文字研究会、一九八三年）

○黄潤華・屈六生主編『全国満文図書資料聯合目録』（書目文献出版社、一九九一年）

の三種があり、中国での満文史料調査の際に助けられることが多かった。この三種の目録のうち、『世界満文文献目録』初編と『全国満文図書資料聯合目録』では遼寧省図書館所蔵の満文書籍を収録しているのであるが、機会を得て一九九〇年と九一年に遼寧省図書館特蔵部で史料調査をしたところ、同部所蔵の満文書籍はその大部分が未収録であることを知った。そこで、本稿では清朝文献史料をめぐる基礎研究の一環として、両年における調査結果に基づき、遼寧省図書館特蔵部所蔵の満文、蒙文、蔵文書籍について報告しておきたい。

遼寧省瀋陽市にある遼寧省図書館を初めて訪問したのは一九八八年のことである。弘前大学の細谷良夫教授（現在、東北学院大学教授）の御尽力と遼寧社会科学学院の謝肇華副院長の御協力とによって突然の訪問希望がかなえられたもので、九月一三日だけの慌しい訪問ではあったが、遼寧省図書館特蔵部の韓錫鐸主任の歓迎を受けると共に、特蔵部の満文分類目録カードの一部と特蔵部所蔵の満文書籍数種について調査することができた。

当時の遼寧省図書館は瀋陽市沈河区朝陽街少帥府巷四八号の旧張學良邸にあり（一九九一年秋以降に移転したと聞き及ぶが未詳）、一九三三年に成立した国立奉天図書館が置かれていたところである。そのため遼寧省図書館には旧国立奉天図書館所蔵の文献史料が保管されている。⁹⁾この旧国立奉天図書館所蔵の文献史料には、例えば国立中央図書館奉天分館『殿版図書分類目録（至康德六年三月底止）』（付・『滿蒙文圖書分類目録（至康德六年三月底止）』、康德六（一九三九）年五月発行）で窺えるように、満文・蒙文の書籍を含む殿版が多くあった。遼寧省図書館特蔵部所蔵の文献史料にはこの満文・蒙文の殿版が含まれており、筆者が実際に目にしたもの（東北図書館の蔵書印があったり東北図書館の分類票が添付されていたりする）はいずれも毛装本で保存状態の極めて良好なものばかりであった。その意味で遼寧省図書館特蔵部所蔵の文献史料は書誌学的にも貴重なものが多いといえよう。爾来、再訪を熱望していたところ、一九九〇年夏と一九九一年夏との二度、遼寧省図書館特蔵部で同部所蔵の満文、蒙文、藏文書籍を中心に史料調査を実施する機会を得て、満・蒙・藏文の各分類目録カード全てを整理すると共に、特に貴重な書籍数種について筆写あるいはマイクロ複写することができた。

三

遼寧省図書館特蔵部の分類目録カードによれば、満文分類目録カードに登録の書籍が二九九部、蒙蔵文分類目録カードに登録の書籍が一部である。後者に登録の部数が少ないのは、満文との合璧書籍を全て前者に登録しているためである。また満文分類目録カードの分類は四庫全書と同様の経・史・子・集の各部と叢書部とからなるが、蒙蔵文分類目録カードの場合は、蒙文と蔵文の区分のみで一括登録している。

そこで最初に特蔵部の分類目録カードに従い、「満文分類目録」、「蒙蔵文分類目録」の順に部数と書籍名とを示しておく。なお、末尾に付した五桁の数字は遼寧省図書館特蔵部の排架号で、東北図書館における排架号と一致する。また内容と分類の符合しない場合や同一の書籍が別々に分類されている場合もあるが、分類目録カードの末尾に記された書籍分類で見る限り、カード整理における混乱とは考えられないため、分類目録カードを利用する際の便を考慮してそのまま従った。

「満文分類目録」

○経部（九二部）

総類……四部

『御製繙訳五經四書』（満文）一一九卷、七八冊、乾隆二〇〇四九年刻本、三部（うち二部は闕本）、五〇二〇三、四、

五〇二五二

『日講五經四書解義』（満文）一二二卷、九〇冊、康熙一六〇乾隆二年刻本、五〇二〇五

易類……一部

『日講易經解義』(滿文) 一八卷、一八冊、康熙二十三年抄本、五〇〇〇七
書類……三部

『書經』(滿漢對照) 六卷、四冊、乾隆三年刻本、五〇一〇九

『書經』(滿漢合璧) 六卷・首一卷、四冊、乾隆二十五年刻本、五〇〇七〇

『日講書經解義』(滿文) 一三卷、一三冊、康熙十九年刻本、五〇一六二

詩類……三部

『詩經』(滿文) 二〇卷、一〇冊、雍正十一年刻本、五〇〇四二

『詩經』(滿漢合璧) 八卷、四冊、乾隆三十三年刻本、二部、五〇一五九、五〇二二九

孝經類……六部

『孝經』(滿漢合璧) 一卷、一冊、咸豐六年刻本、二部、五〇一五〇、一

『孝經』(滿漢合璧) 一卷、一冊、清末刻本、五〇二四四

『孝經集注』(滿文) 一卷、一冊、雍正五年刻本、三部、五〇〇六八、五〇一四八、九

四書類……一一部

『四書』(滿文) 六卷、六冊、乾隆六年刻本、三部、五〇〇〇六、五〇一五五、六

『四書』(滿漢合璧) 六卷、六冊、乾隆二〇年刻本、三部、五〇一五六、八

『御製繙訳四書』(滿漢合璧) 六卷、六冊、光緒十六年重刊本、五〇二九四

『御製繙訳四書』(滿漢合璧) 四卷、四冊、闕本、五〇二四五

『日講四書解義』(滿文) 二六卷、二六冊、康熙十六年刻本、五〇〇二一

『大學衍義』(滿文) 四三卷、三六冊、康熙十一年刻本、五〇二〇一

『大学衍義』（滿漢繙訳）四三卷、五一冊、咸豐六年刻本、五〇二〇〇
 小学

訓詁……五四部

『六部成語』（滿漢合璧）六卷、六冊、乾隆六〇年刻本、五〇〇八二

『一百条』（滿漢合璧）四卷、四冊、清代刻本、五〇〇九八

『三合語錄』（滿漢蒙）不分卷、六冊、道光二六年刻本、五〇〇八三

『三合便覽』（滿蒙漢）一二卷、一二冊、乾隆五七年刻本、二部、五〇一七〇、五〇二三三

『經文成語』（滿漢合璧）四卷、四冊、清代抄本、五〇二四七

『滿語初統』（滿漢合璧）不分卷、一冊、清代抄本、五〇二二八

『滿漢類書』三三卷、一六冊、康熙四五年刻本、二部、五〇〇九三、五〇一九九

『御製滿蒙文鑑』二〇卷・綵綱四卷、三〇冊、康熙五八年刻本、二部、五〇〇一〇、五〇三三一

『御製滿蒙文鑑』二〇卷・綵綱八卷、二八冊、乾隆八年刻本、三部（うち二部は綵綱八卷・八冊のみ）、五〇二一八、

五〇二三、五〇三三四

『清文虛字指南編』（滿漢合璧）一卷、二冊、光緒一一年刻本、五〇二五四

『清文備考』（滿漢文）不分卷、六冊、清代抄本、五〇二九八

『清文彙書』（滿漢文）一二卷、一二冊、嘉慶年間重印本、五〇一六七

『清文補彙』（滿漢文）八卷、八冊、嘉慶七年刻本、三部、五〇一六八、五〇三六、五〇二九三

『清文啓蒙』（滿漢字）四卷、四冊、雍正八年刻本、四部、五〇三三七、五〇三三八、四〇

『清文啓蒙』（滿漢字）一卷、一冊、咸豐六年刻本、五〇二四一

『清文接字』（滿漢合璧）不分卷、一冊、同治五年刻本、二部、五〇二二一、三

『清文指要』（滿漢合璧）三卷・『統清文指要』（滿漢合璧）二卷、四冊、嘉慶一四年刻本、二部、五〇二四八、五〇二九二

『清文典要』（滿漢合璧）四卷、四冊、光緒四年刻本、二部、五〇〇八四、五〇二一一

『清文典要』（滿漢合璧）四卷、四冊、清代抄本、五〇二二九

『清語對話』（滿漢合璧）不分卷、一冊、清代抄本、五〇二二七

『清語對答』（滿文）不分卷、一冊、清代抄本、五〇一〇七

『御製清文鑑』（滿文）二〇卷・綵綱四卷・序一卷、一〇冊、康熙四七年刻本、四部（うち一部は卷一九缺の二冊本、五〇〇〇八、五〇二一九、五〇二九六）

『御製增訂清文鑑』（滿漢對照）三三卷・綵綱八卷・補編四卷・補編綵綱二卷・統入新語一卷、四九冊、乾隆三六年刻本、四部（うち二部は統入新語一卷缺の四七冊本、一部は補編綵綱卷二・統入新語一卷缺の三三冊本）、五〇三九、四〇、五〇〇八九、五〇一六五

『御製增訂清文鑑』（滿漢對照）三卷・補編一卷、四冊、光緒七年抄本、五〇二四六

『御製滿洲蒙古漢字三合切音清文鑑』三一卷、三三冊、乾隆四五年刻本、二部、五〇一九六、七

『御製四体清文鑑』（滿漢蒙藏分類）三六卷、三六冊、乾隆年間刻本、二部、五〇一六三、四

『初學必讀』（滿漢分類）不分卷、六冊、光緒一六年刻本、五〇二四二

『蒙文晰義』（滿蒙漢三合）二卷・『蒙文法程』（滿蒙漢三合）一卷・『便覽正訛補遺』（滿蒙漢三合）一卷、四冊、道光一八年刻本、五〇二九一

『十八條專用教科書』（滿蒙藏）不分卷、一冊、清末刻本、五〇二〇二

『大清全書』（滿漢分類）一四卷、一三冊（卷一缺）、清代抄本、五〇二一六

『旧清語』（滿文）一四卷、一四冊、乾隆年間刻本、五〇〇一六

『滿蒙漢三文合璧教科書』一〇卷、一〇冊、宣統元年石印本、五〇〇七九

『分類字彙』（滿漢合璧）不分卷、四冊、乾隆年間刻本、五〇〇九四

字書……六部

『清文初學字彙』（滿漢合璧）不分卷・十二字頭一卷・清文虛字歌一卷、八冊、同治年間抄本、五〇一〇八

『清文單詞輯鈔』（滿漢文）不分卷、一冊、清代抄本、五〇二〇九

『蒙文總彙』（滿蒙漢合璧）不分卷、一二冊、光緒一七年刻本、五〇二八七

『蒙文彙書』（滿蒙漢合璧）一六卷、一六冊、同治八年抄本、五〇二八八

『蒙文彙書』（滿蒙漢合璧）一六卷、一七冊、光緒一七年刻本、五〇二八九

『欽定清語』（滿漢合璧）六卷、六冊、清代抄本、五〇一一〇

韻書……四部

『韻彙合編』（滿漢合璧）四卷、四冊、清代抄本、五〇一〇六

『欽定西域同文志』（滿漢蒙藏托忒維吾爾文合璧）二四卷、八冊、乾隆二八年刻本、五〇二〇六

『注音符韻字彙』（滿文）五卷、五冊、清末抄本、五〇一〇一

『欽定清漢對音字式』（滿漢字）一卷、一冊、乾隆三七年刻本、五〇〇六五

○史部（計一二三五部）

紀傳……二部

『遼金元三史國語解』（滿漢合璧）四六卷、一九冊、乾隆四六年刻本、二部、五〇〇六一—二

編年

通代……二部

『御製全韻詩』（滿漢合璧）四卷、八冊、清代抄本、五〇二一一

『資治通鑑綱目』（滿文）前編二五卷・正編五九卷・統編二七卷、四八冊、康熙三〇年刻本、五〇〇一四

断代……二部

『皇清開國方略』（滿文）三三卷・首一卷、三三冊、乾隆五一年刻本、二部（うち一部は三冊本）、五〇〇一三、

五〇二〇一

紀事本末……一〇部

『親征平定朔漠方略』（滿文）四八卷、五〇冊、康熙四八年刻本、五〇〇二七

『平定金川方略』（滿文）二六卷、二八冊、乾隆一七年刻本、五〇〇〇二

『平定兩金川方略』（滿文）一三六卷、一二四冊、嘉慶五年刻本、二部（うち一部は二〇冊本）、五〇〇〇四、五

〇一三四

『平定準噶爾方略』（滿文）一七一卷、九九冊、乾隆三七年刻本、二部、五〇〇二八、五〇一四四

『太祖皇帝大破明師於薩爾滸之戰書事文』（滿漢合集）一卷、一冊、嘉慶年間刻本、二部、五〇〇七二、三

『太宗皇帝大破明師於松山之戰書事文』（滿漢合集）一卷、一冊、嘉慶年間刻本、二部、五〇〇七四、五

雜史……二部

『行宮儀注』（滿文）一卷、一冊、嘉慶年間刻本、五〇〇五四

『蒙古源流』（滿文）八卷、八冊、乾隆年間刻本、五〇〇〇九

伝紀

總伝……三部

『外藩蒙古回部王公表伝』（滿文）一二〇卷・首一卷、六〇冊、乾隆四四年刻本、二部、五〇一七三、五〇一七五

『欽定統纂外藩蒙古回部王公表伝』（滿文）二四卷、二四冊、道光年間刻本、五〇一九八

別伝……一部

『和碩怡賢親王行狀』（滿漢合璧）不分卷、二冊、雍正年間刻本、五〇一七七

宗譜……一〇部

『八旗滿洲氏族通譜』（滿文）八〇卷・目錄二卷、二六冊、乾隆九年刻本、一〇部、五〇〇三八、五〇一八六、九四

政書類

通制……三部

『欽定大清會典』（滿文）二五〇卷、二四六冊、雍正一〇年刻本、闕本、五〇〇一七

『欽定大清會典』（滿文）一〇〇卷、二八冊、乾隆二九年刻本、五〇一七四

『欽定大清會典則例』（滿文）一八〇卷、一四〇冊、乾隆一三年刻本、五〇〇〇五

典礼……一一部

『滿洲祭神祭天典礼』（滿文）六卷、六冊、乾隆二二年刻本、九部、五〇〇五八、九、五〇一三七、四三

『恭擬諸王大臣慶賀表式』（滿漢合璧）不分卷、一冊、清末寫本、五〇二三〇

『欽定祭祀條例』（滿漢合璧）二卷、二冊、嘉慶二二年抄本、五〇二三五

職官……八部

『中樞政考』（滿文）三一卷、一八冊、乾隆七年刻本、五〇〇二二

『中樞政考』（滿文）三一卷、一八冊、乾隆三九年刻本、二部、五〇一三五、六

『中枢政考』(滿文) 三二卷、三三冊、嘉慶七年刻本、五〇〇二三

『御製人臣儆心錄』(滿文) 一卷、一冊、順治一二年刻本、四部、五〇〇七六、五〇〇八一、五〇二二四、五〇二五

二

邦計……一部

『欽定戶部旗務則例』(滿文) 一二卷、八冊(四冊×二部)、乾隆三四年刻本、五〇〇二六

軍政……五部

『欽定八旗則例』(滿文) 一二卷、四冊、乾隆七年刻本、二部、五〇二四九、五〇

『欽定八旗則例』(滿文) 一二卷、四冊、乾隆三九年刻本、二部、五〇二四、五〇二五

『八旗通志初集』(滿文) 二五〇卷、一三三冊、乾隆四年刻本、五〇〇六〇

法令……二三部

『欽定理藩院則例』(滿文) 六三卷・通例二卷・總目二卷、四九冊、道光二二年刻本、五〇二五三

『督捕則例』(滿文) 二卷、二冊、乾隆八年刻本、三部、五〇〇二九、五〇〇五七、五〇二九

『大清律例』(滿文) 四七卷、四〇冊、乾隆三三年刻本、五〇一八五

『大清律例』(滿文) 四七卷、四五冊、嘉慶七年刻本、二部(一部は四三冊本)、五〇〇二二、五〇一八四

『大清律統纂條例總類』(滿文) 二卷、二冊、乾隆五年刻本、二部、五〇二二五、五〇二二八

『大清律統纂條例總類』(滿文) 二卷、二冊、乾隆三七年刻本、五〇二二三

『大清律統纂條例』(滿文) 六卷、六冊、乾隆八、一五年刻本、二部、五〇二二一、五〇二二六

『大清律統纂條例』(滿文) 二卷、二冊、乾隆三六年刻本、二部、五〇〇〇三、五〇二二七

『蒙古律例』(滿文) 一二卷、二冊(卷七、一二缺)、乾隆年間刻本、五〇二五一

『欽定吏部則例』(滿文) 六〇卷、二二冊、乾隆七年刻本、五〇一六六

『欽定吏部則例』(滿文) 七〇卷、三一冊、乾隆三六年刻本、二部(一部は闕本)、五〇一六九、五〇一八三

『欽定吏部則例』(滿文) 七〇卷、六九冊、乾隆六〇年刻本、二部、五〇一七一、二

『欽定兵部處分則例』(滿文) 七八卷、三六冊、嘉慶二五年刻本、五〇〇一八

『國子監則例』(滿文) 三〇卷、四冊、乾隆三七年刻本、二部、五〇〇一一、五〇一六〇

詔令奏議……一部

『上諭八旗』(滿文) 九卷・『上諭旗務議覆』(滿文) 一三卷・『諭行旗務奏議』(滿文) 一三卷、一九冊、雍正九、

乾隆六年刻本、五〇二二一

詔令……四九部

『世宗上諭』(滿漢合集) 九卷、九冊、雍正年間刻本、五〇一二八

『上諭旗務議覆』(滿文) 一三卷、一二冊、雍正九、乾隆六年刻本、五〇一九五

『上諭八旗』(滿文) 一三卷、一三冊、雍正九、乾隆六年刻本、五〇〇二〇

『上諭八旗』(滿文) 一四卷、一三冊、雍正九、乾隆六年刻本、五〇二二一

『上諭八旗』(滿漢合璧) 一卷・『雍正道光上諭』一卷、二冊、清代抄本、五〇二二四

『大清三朝聖訓』(滿文) 一六卷、一六冊、乾隆四年刻本、九部、五〇〇四四、五二一

『大清聖祖仁皇帝聖訓』(滿文) 六〇卷、六〇冊、乾隆六年刻本、六部、五〇〇三七、五〇二六二、六

『大清世宗憲皇帝聖訓』(滿文) 三六卷、三五冊(卷二三缺)、乾隆五年刻本、五〇〇四三

『大清世宗憲皇帝聖訓』(滿文) 三六卷、三六冊、乾隆六年刻本、七部、五〇二五五、六一

『大清高宗純皇帝聖訓』(滿文) 三〇〇卷、三〇〇冊、嘉慶二二年刻本、六部(うち一部は卷一缺)、五〇二七四、

九

『大清仁宗睿皇帝聖訓』（滿文）一一〇卷、一一〇冊、道光四年刻本、六部、五〇二六七～七二

『大清宣宗成皇帝聖訓』（滿文）一三〇卷、一三〇冊、咸豐六年刻本、五〇二七三

『大清十朝聖訓』（滿文）九二三卷、九三三冊、七部（うち九一八冊本一部、九二〇冊本二部、高宗聖訓卷二三缺の九二二冊本一部、九二三冊本二部）、五〇二八〇～六

奏議……二部

『諭行旗務奏議』（滿文）一三卷、一三冊、雍正九、乾隆六年刻本、五〇〇一九

『奏疏』（滿漢合璧）不分卷、一冊、清代抄本、五〇二三一

○子部（計四七部）

儒家類……三〇部

『六事箴言』（滿漢繙訳）四卷、四冊、咸豐元年刻本、五〇二四三

『三字經註解』（滿蒙漢合璧）二卷、二冊、道光二年刻本、五〇二二〇

『王中書勸孝八反歌』（滿漢合璧・後附蒙訳）不分卷、一冊、清代刻本、五〇二八一

『百二老人語録』（滿漢合璧）八卷、八冊、嘉慶年間抄本、五〇〇九五

『聖諭広訓』（滿文）一卷、一冊、雍正二年刻本、三部、五〇〇六三～四、五〇一三三

『三合聖諭広訓』（滿蒙漢合璧）一卷、一冊、同治一三年刻本、五〇一三三

『醒世要言』（滿文）一卷、一冊、康熙四三年刻本、五〇二二〇

『聖祖仁皇帝庭訓格言』（滿文）二卷、二冊、雍正八年刻本、三部、五〇〇五五、五〇一三〇～一

『聖祖仁皇帝庭訓格言』（滿漢合璧）一〇卷、一〇冊、清代抄本、五〇二二五

『朱子節要』（滿漢合璧）一四卷、五冊、康熙一四年刻本、二部、五〇一〇四、五〇二九五

『三合名賢集』（滿蒙漢合璧）不分卷、二冊、光緒五年刻本、五〇一八一

『內則演義』（滿文）一六卷、八冊、順治一三年刻本、五〇五五四

『御製勸善要言』（滿文）一卷、一冊、順治一二年刻本、二部、五〇〇六九、五〇一五三

『薛文清公要語內篇』（滿漢合璧）一卷・『薛文清公要語外篇』（滿漢合璧）一卷、二冊、康熙五三年刻本、五〇〇八

五

『呂語集粹』（滿漢合璧）四卷、四冊、清代刻本、五〇一七八

『御製朋黨論』（滿文）一卷、一冊、雍正二年刻本、五〇〇五六

『小学集註』（滿文）六卷、四冊、雍正五年刻本、五部、五〇〇四一、五〇〇九一、五〇一四五、七

『御纂性理精義』（滿文）一二卷、八冊、康熙五六年刻本、三部、五〇〇〇一、五〇〇八〇、五〇一六一

道家類……一部

『文昌帝君陰騭文』（滿漢合璧）一卷、一冊、嘉慶二四年刻本、五〇二二六

兵家類……二部

『孫子兵法』（滿漢合璧）四卷、四冊、道光二六年刻本、五〇一二二

『兵書三種』（滿漢合璧）一〇卷、五冊、清代刻本、五〇二二三

天文算法

曆書……八部

『大清嘉慶七年時憲書』（滿文）一卷、一冊、嘉慶六年刻本、五〇〇七一

『大清咸豐八年時憲書』（滿文）一卷、一冊、咸豐七年刻本、五〇〇三三

『大清咸豐十一年時憲書』(滿文) 一卷、一冊、咸豐一〇年刻本、三部、五〇〇三四、六

『大清同治十三年憲書』(滿文) 一卷、一冊、同治一二年刻本、五〇〇三一

『大清光緒時憲書』(滿文) 三三卷、一二冊、光緒年間刻本、闕本、五〇〇三〇

『大清宣統時憲書』(滿文) 四卷、三冊(一卷缺)、宣統年間刻本、五〇〇三一

芸術

書画……一部

『御製盛京賦』(滿漢合集篆字三三體図版) 一卷、一冊、民國二二年影印本、五〇〇七八

宗教

仏教……五部

『一切經音義』(滿藏合璧) 不分卷、一冊、清代抄本、五〇二九〇

『五訳合璧集要』(滿漢蒙藏梵合璧) 二卷、二冊、乾隆年間刻本、二部、五〇一七六、五〇二二七

『般若波羅密多心經』(滿漢合集) 不分卷、一冊、清代刻本、五〇一七九

『地藏菩薩本願經』(滿漢合璧) 二卷、一冊、清代刻本、五〇一八〇

○集部(計二部)

総集……一部

『御製古文淵鑑』(滿文) 六四卷、三六冊、康熙二六年刻本、五〇〇一五

別集……一四部

『御製避暑山莊詩』(滿文) 二卷、二冊、康熙五一年刻本、二部、五〇〇九七、五〇〇九九

『御製盛京賦』(滿文) 不分卷、一冊、乾隆八年刻本、四部(一部は二冊本)、五〇〇六七、五〇〇九六、五〇一三三

四

『御製盛京賦』（滿漢合集篆字三體圖版）一卷、六四冊、乾隆一三年刻本、四部（うち二部は闕本）五〇〇七七、五

〇二五、六、五〇二〇七

『御製盛京賦』（滿漢合集篆字三體圖版）一卷、四二冊、清代寫本、五〇二一七

『御製盛京賦』（滿漢合集篆字三體圖版）一卷、一冊、民國二二年影印本、五〇〇七八

『范忠誠公文集』（滿文）四卷、四冊、清代刻本、五〇〇九二

『万壽詩』（滿漢合集）一卷、二冊、順治一三年刻本、五〇一〇五

曲類……三部

『西廂記』（滿漢合璧）四卷、四冊、康熙四九年刻本、三部、五〇〇九〇、五〇二〇八、五〇二九七

小説……四部

『三國志演義』（滿文）二四卷、二四冊、順治七年刻本、五〇〇八六

『三國志』（滿漢合璧）二四卷、四八冊、康熙年間刻本、五〇〇八八

『平山冷燕』（滿文）不分卷、一〇冊、乾隆三五年抄本、五〇一〇〇

『訳繙聊齋志異』（滿漢合璧）二四卷、二四冊、道光二八年刻本、五〇〇八七

叢書部（計三部）

『七本頭』（滿漢合璧）八卷、七冊、康熙年間刻本、二部、五〇一〇三、五〇二三五

『繙訳條暢』（滿漢合璧）二三卷、二二冊、清代抄本、五〇二一四

『蒙藏文分類目錄』

○蒙文書籍（九部）

『額訥特珂克士伯特蒙古汗等源流』（蒙文）八卷、八冊、乾隆四二年刻本、五二〇〇一

『曆象攷成』（蒙文）不分卷、三八冊、清代刻本、五二〇〇二

『大清咸豐八年時憲書』（蒙文）一卷、一冊、咸豐七年刻本、五二〇〇三

『五方元音』（蒙漢合璧）不分卷、一冊、民國六年石印本、五二〇〇四

『元史演義』（蒙文）一二卷、四冊、民國鉛印本、五二〇〇五

『外藩蒙古回部王公表伝』（蒙文）一二〇卷、六〇冊、乾隆四四年刻本、二部、五二〇〇六、七

『欽定統纂外藩蒙古回部王公表伝』（蒙文）二四卷、二四冊、道光一九年刻本、五二〇〇八

『欽定理藩院則例』（蒙文）六三卷・通例二卷・總目一卷、四九冊、道光二二年刻本、五二〇〇九

○藏文書籍（二部）

『三般若經』（藏文）不分卷、五九九葉（一葉缺）、清代刻本、五三〇〇一

『大藏經』（藏文）存三卷、八九七葉、乾隆年間刻本、闕本、五三〇〇二

以上であり、「滿文分類目録」の場合に顯著なように、全体に史部の占める分量の多いことが特徴となっている。そこで次にこのうちの「滿文分類目録」を中心にしながら、各分野における書籍の概要に触れることにしたい。

四

まず、経部に分類されている九二部であるが、これらは、総、易、書、詩、孝経、四書の各類に区分されている二八部と、小学の訓詁、字書、韻書に区分されている六四部とに大別できる。さらに、前者は『御製繙訳五經四書』の一群と『日講五

『經四書解義』の一群とに、また後者は辞書の類と文法書・読本の類とに、それぞれ分けられよう。

ところで、清朝では順治元（一六四四）年に入関して北京遷都する以前から文館を設置し、中国の古典などを満文に翻訳することを始めている。そして、順治初纂『太宗文皇帝實錄』（漢文本）卷一〇・天聰六（一六三二）年七月一四日の条に、遊擊大海榜式。以病卒。……時年三十八歲。大海。九歲始讀漢書。及長。滿漢書俱曉臣暢。……所譯漢書。萬寶全書。刑部會典。素書。三畧。俱成帙。時方譯通鑑。六韜。孟子。三國志。及大乘經。未完而卒。初。滿洲未諳古法。凡事皆揣摩而行。大海榜式。始以滿語。番譯歷代史書頒行。國中從前未經聞見者。今始知之。

とあるように、未完成ながら天聰六年の段階で四書のうちの孟子の満文翻訳に着手していたことが知れる。その後、康熙年間には四書の満文翻訳が一応の完成をみたようで、康熙三〇（一六九二）年刻本の『四書』（滿漢合璧）が中央民族学院図書館に所蔵されている。さらに、これにしばしば手を加えることが行われ、雍正一一（一七三三）年刻本の『新刻滿漢字四書』、乾隆六（一七四一）年刻本の『四書』（滿文）六巻を経て、乾隆二〇年刻本の『御製繙譯四書』（滿漢合璧）に至る。その際に注意を要するのは、乾隆年間以前と以後とでその翻訳内容が大きく変化している点である。これは例えば、『御製增訂清文鑑』に付けられた乾隆三六年御製序に、

綜計續入新定國語五千餘句。若古官名、冠服、器用、鳥獸、花果等、有裨參考者、別爲補篇、系之卷末。

と、あるいは咸豐二（一八五二）年刊『欽定科場條例』卷五九「繙譯」繙譯鄉會試上・例案に収められている乾隆五二年の上諭に（引用文中の滿洲語のローマ字転写は筆者、以下同様）、

項據喀爾喀等考試八旗各處滿洲教習人等、進呈試卷。內風俗字樣、俱繙 an kooli、此雖係舊定成語。但初定時已失字意矣、久行不易者、始謂之 kooli 隨時人之常習謂之風俗。理宜繙作 geren i tacin。所有進呈試卷已經改正、將此著交繙譯房、將清文鑑照依改正、宣示各處遵行。從前德通在時所繙清語內、阿岱不曉者甚多。阿岱善於清語何至不曉。究係德通固執漢文、拘泥成語、不能取意、以至繙成漢文語氣、阿岱始不能明晰。是以彼時會降旨曉諭衆人。凡繙清必順滿文取

意繙譯。方可令人易曉不然棄舍滿文語氣。因循漢文繙譯、則竟至失卻滿文舊規、著將此通行各處。嗣後一切繙清、必遵朕屢次訓旨、遵照滿文舊規取意繙譯。斷不可拘泥漢文繙譯。欽此。

とあるように、乾隆年間になると滿洲語による訳語を新定するなどして、古典に対する繙訳内容を大きく修正していることに起因する⁹⁾。そのため、乾隆以前とそれ以後とは中国古典の繙訳内容にかなりの相違がみられ、乾隆年間以前の訳訳状況が判りにくくなっているのである。

乾隆年間以前に滿文訳された『四書』は稀覯書であるが、中でも康熙版はとりわけその性格が強い。友人のN氏の研究室で氏が私蔵する康熙年間刻本の『四書』（滿漢合璧）を実見したところ、訳訳内容が乾隆二〇年刻本の『御製繙訳四書』と全く異なるだけでなく、漢文の体裁に準じて滿文が本来の体裁とは逆の右から左に改行されているほか、巻頭には『四書』を滿文訳することに關する康熙帝の御製序が収録されており、清朝における古典訳訳状況の変遷を説明する上でまことに貴重な一書であった。N氏による早期の研究発表を切に願うものである。

乾隆年間以前と以後とで訳訳内容にかなりの相違がみられることは五經の場合も同様である。その一端は乾隆三三年版『御製繙譯詩經』の序に、

是經、於世祖章皇帝順治十一年、譯定初本、體裁已備。閱時滋久。凡清文鑑、所未暇暫者、參采新定國語、俾描務極精詳、因命分冊籤題、幾餘複爲折衷是正。

とあり、また光緒一三（一八八七）年官撰刊本『欽定科場條例』卷五八「繙譯」繙譯童試・例案が咸豐六（一八五六）年のこととして、

奉上諭。繙譯孝經。係雍正年間編輯。……且其時滿洲新語未備、書中音義皆係舊語。……朕因詳加校閱、遵照乾隆

年間欽定繙譯五經新語、悉加釐定、著武英殿刊刻清文漢字合璧成書頒行中外、俾各士子講習有資、用昭法守。欽此。

又奉上諭。前據大學士文慶等、進呈前任巴里坤領隊大臣三等侍衛孟保繙譯大學衍義一書。……朕覆加披閱、均係欽遵

乾隆年間欽定繙譯四書五經通鑑、各按新語、詳加釐定。……康熙十一年間、吾聖祖仁皇帝、特命翰林院學士福禮等繙譯頒行。顧其時滿洲新語未備、引用經史、皆係舊語對音切字、有未經繙譯成文者、又止清文單行、未及增註漢字。今既引用新語、又成滿漢合璧、開卷瞭然、洵足爲士子編摩之助。著將刊板交武英殿刷印頒行、……と記していることなどからも窺うことができる。

以上のことを踏まえると、遼寧省図書館特蔵部における経、易、書、詩、孝経、四書の各類に区分されている二八部のうち、『御製繙訳五經四書』の一群における雍正一一（一七三三）年刻本の『詩経』、雍正五年刻本の『孝経集注』、康熙一一（一六七二）年刻本の『大学衍義』、それに『日講五經四書解義』の一群における康熙一六〇（乾隆二年）刻本の『日講五經四書解義』、康熙三三年抄本の『日講易経解義』、康熙一九年刻本の『日講書経解義』、康熙一六六年刻本の『日講四書解義』が特に注目されよう。また、中国古典の翻訳における同様の意味から、子部の儒家類の区分されている康熙四三年刻本の『醒世要言』、康熙一四年刻本の『朱子節要』、康熙五三年刻本の『薛文清公要語内篇』・『薛文清公要語外篇』、雍正五年刻本の『小学集註』、康熙五六年刻本の『御纂性理精義』、集部の総集に区分されている康熙二六年刻本の『御製古文淵鑑』、同・曲類に区分されている康熙四九年刻本の『西廂記』、同・小説に区分されている順治七（一六五〇）年刻本の『三国志演義』、康熙年間刻本の『三国志』、叢書部に分類されている康熙年間刻本の『七本頭』などが注目される。

次に、小学の訓詁、字書、韻書に区分されている辞書の類と文法書・読本の類とについてであるが、この場合にも経、易、書、詩、孝経、四書の各類の場合と同様の状況が認められる。即ち、韻書に区分されている乾隆三七（一七七二）年刻本の『欽定清漢對音字式』などに示されているように、乾隆年間になると滿洲語による訳語を新たに定めたり、漢字による滿洲音の書写法を画一化していることがあり、乾隆年間以前とそれ以後とは辞書類における満・漢文の対訳内容にかなりの相違がみられるのである。¹⁰ 今試みに、訓詁に区分されている『清文備考』（遼寧省図書館特蔵部の「滿文分類目錄」には清代抄本とあるが、巻頭に康熙六一年一〇月付の自序を付す）と乾隆六〇年刻本の『六部成語』¹¹とを対比してみると、『清文備

考』にみえる

行糧 *ciyanliyāng gāijāra usin*, (卷二——二二)

が、『六部成語』では

行糧 *bigan i ciyanliyāng*, (卷二——二二)

となっていたり、『圩長』の例のように、『清文備考』における満文訳が

juwan booi da, (卷二——一八)

であるのに対して、『六部成語』では

falgai da, (卷二——二二)

dalan da, (同)

という全く異なる二例が示されており、しかもこの場合の「*falgai da*」が、『清文備考』の場合には、

總甲・牌甲 *falgai da*, (卷二——一八)

とあって別の漢文成語に対して示されているなど、さまざまな相違点が認められる。⁽¹²⁾ そのため、乾隆年間以前の文献史料を解読する際にはそれぞれ該当する時代に作製された辞書の類を利用しなければならないことになる。しかし、その場合にも各辞書の相互で対訳内容に数多くの相違点があり、乾隆年間以前における対訳状況を判りにくくしている。例えば、訓詁に区分されている共に康熙年間作製の辞書である『大清全書』(遼寧省図書館特蔵部の「満文分類目録」には清代抄本とあるが、巻頭に康熙三十二年八月付の序を付す)と『満漢類書』(遼寧省図書館特蔵部の「満文分類目録」には康熙四五年刻本とあるが、巻頭に康熙三十九年十一月付の序を付す)とを対比してみると、『大清全書』に

bai niyalma 白衣人 (卷五——又二六)

baisin beisin 閑散人 (同)

baisin niyalma 清閑人(同)

sula niyalma 閑散人(卷七—二二)

とあるのに対し、『滿漢類書』には

bai niyalma 閑散人(卷七—二七)

baisin niyalma 閑散人(同)

sula niyalma 閑散人(同)

とある。さらにこれらの用語を前掲の同じく康熙年間作製の『清文備考』で調べてみると、これらの用語は収録されておらず、かわりに、

bai, 間嘗、平白(卷六—三二)

baisin. 間人(同)

sula, 間散(卷七—三四)

bai niyalmai adali guculambi, 爲布衣交(卷三—一七)

とあるといった具合である。このほか、乾隆年間以前における対訳状況が知れる代表的な清代の辞書類としては、『滿漢同文全書』(康熙二九年新刊)、『同文彙集(同文廣彙全書あるいは廣彙全書ともいう)』(康熙三二年小引)、『清刻清書全集』(康熙三八年序)、『御製清文鑑』(康熙四十七年御製序)、『御製滿洲蒙古合璧清文鑑』(康熙五十六年御製序)、『滿漢同文類集』(同文物名類集ともいう)』(康熙年間?)、『音漢清文鑑』(雍正一三年序)、『清文典要』(乾隆三年新刻、遼寧省図書館特蔵部蔵部の『滿文分類目錄』には清代抄本及び光緒四年刻本とある)などがあり、これらの辞書類にみられる滿文対訳表記の相違点は、清朝における漢文慣用語に対する滿文翻訳の変遷を解明する上で注目できよう。¹³⁾このうち、遼寧省図書館特蔵部の蔵本として注目されるのは、訓詁に区分されている康熙五六(一七一七)年刻本と乾隆八(一七四三)年刻本の『御製滿洲蒙

『古合璧清文鑑』（遼寧省図書館特蔵部の「滿文分類目錄」には『御製滿蒙文鑑』とある）である。特に乾隆八年の刻本は、

なお、この〈滿蒙合璧清文鑑〉には、蒙古語に滿洲字で発音を標示した乾隆8年の刊本がある。今のところ、ただ北京図書館の蔵本が知られているだけで見ることができないが、後の〈三合切音清文鑑〉などの蒙古語に対する滿洲字発音表示の基をなすものではないかと推考され、頗る注目に値する。¹⁴⁾

とされている稀覯本である。また同じく訓詁に区分されている乾隆年間刻本の『旧清語』は、

乾隆年間に回収された太祖・太宗・世祖三代の実録の中から、滿洲古語すなわち旧清語を抽出し、これを新しい滿洲語で解釈したものである。この本には全部で十四卷十四冊四百丁餘の完全本と、最後の十三、十四卷を缺いて十二巻しかない不完全本とがある。……旧滿語と新滿語とが何時交代したのか確たる画期はないが、入関後、おびたしい漢文化に触れた順治年間に始まり、康熙年間に入って交代は急速に進み、乾隆年間には旧清語の意味すら分らなくなり、かような『旧清語』の語彙辞典の必要が生じたのであろう。¹⁵⁾

とされているもので、清朝における滿洲語の変遷を知る上で貴重な文献史料である。遼寧省図書館特蔵部の蔵本は一四巻・一四冊の完全本であり、これもまた稀覯本である。

なお、遼寧省図書館特蔵部の小学の訓詁、字書、韻書に区分されている辞書の類と文法書・読本の類にみられるように、清朝では滿洲語による訳語を新定し、漢字による滿洲音の書写法を画一化した乾隆年間以降、清末に至るまで数多くの辞書の類と文法書・読本の類とを残している。その背景や理由の解明については多方面に亘る検討結果を待たなければならないことは言うまでもないが、この場合、清朝の第一公用語であった滿洲語と公文書作成との問題を背景として施行された清朝の繙訳科擧が深く関わっていることは間違いないであろう。¹⁶⁾ 清朝の繙訳科擧は、旗人の科擧をめぐる順治二（一六四五）年から康熙末年までの試行錯誤を経て雍正元（一七二三）年に正式に成立し、紆余曲折を重ねながらも清末まで続いた繙訳官

の任用に係わる制度のひとつである。しかも繙訳科挙を設立した理由には、単に繙訳官を確保するためというだけではなく、満族を鼓舞すると共に繙訳科挙を通じて清朝の根本をなす満洲語の学習意欲を盛んにするという、満洲語の衰退に対する防止策、旗人（満・蒙・漢の三族からなる）に対する優遇策としての意味などがあったのである。その際、雍正九（一七三二）年に八旗蒙古人で蒙古語の会話及び蒙古文字による繙訳のできる者のはなはだ少なくなっていることが問題化しているほか、乾隆五二（一七八七）年には満文の繙訳に際して漢文の意味に引き摺られやすくなっている傾向のあることに對して注意を喚起するなど、旗人社会における満洲語や蒙古語の衰退がかなり早期に始まっていることに留意しなければならぬであろう。そこには、清朝における満族王朝としての民族的独自性を維持するために必要とする満洲語と、中国王朝としての支配体制を保持するために必要とする漢語という、ある意味では相互に矛盾する問題が反映されていたと考えられるからである。これらの問題が繙訳科挙などの上にも波及していた結果、清朝では清末に至るまで数多くの辞書の類と文法書・読本の類とが作製されたものと思考する。

次に、史部に分類されている一三五部に移りたい。三に示した「満文分類目録」から知れるように、これらは紀伝（二部）、編年（通代二部、断代二部、紀事本末一〇部、雜史二部）、伝紀（総伝三部、別伝一部、宗譜一〇部）、政書類（通制三部、典礼一部、職官八部、邦計一部、軍政五部、法令三部、詔令奏議一部、詔令四九部、奏議二部）の各類に区分されている。なお、「蒙蔵文分類目録」区分されている乾隆四二（一七七六）年刻本の『額訥特珂克士伯特蒙古汗等源流』、乾隆四四年刻本の『外藩蒙古回部王公表伝』、道光一九（一八三九）年刻本の『欽定統纂外藩蒙古回部王公表伝』、道光二二年刻本の『欽定理藩院則例』は、それぞれ、「満文分類目録」の雜史に区分されている『蒙古源流』（満文分類目録）には乾隆年間刻本とある）、伝紀の総伝に区分されている乾隆四四年刻本の『外藩蒙古回部王公表伝』、『欽定統纂外藩蒙古回部王公表伝』（満文分類目録）には道光年間刻本とある）、政書類の法令に区分されている道光二二年刻本の『欽定理藩院則例』の蒙文版である。このうちの『蒙古源流』はサガン・セチェン撰のモンゴル語による年代記が清朝に伝えられて満文及び漢

文に翻訳されたもので、清朝作製のものについては Walter Fuchs 氏の記述⁽¹⁷⁾、鴛淵一氏の專論⁽¹⁸⁾があるほか、江実氏による満文本の翻訳がある⁽¹⁹⁾。乾隆四二年刻本の『蒙古源流』の満文本と蒙文本は共に稀覯本であるが、遼寧省図書館特蔵部には両者がすこぶる良好な状態で保存されている。

ところで、特蔵部「満文分類目録」の吏部における特徴は政書類が大部分を占めていることである。しかもそこには各種の則例が多く含まれているので、次には則例類について些か触れておきたい。清朝の則例は各役所等に関する事例を集録した法規集で、清朝の政治史や制度史などを研究する上で重要な文献史料である⁽²⁰⁾。清朝における則例類の纂修開始時期は現在のところ未詳である。ただ、六部をめぐる康熙一五（一六七六）年刻本の『欽定刪繁從簡處分則例』が残されていることから、遅くとも康熙年間には纂修を開始していたと考えられる。その纂修が頻繁に行われるようになるのは乾隆年間に入ることとで、当初は三年に一度の纂修であったようであるが、乾隆一一（一七四六）年になって各部における則例の纂修期間が改められた。即ち、この年まで刑部則例は三年に一度の纂修であったが、吏部則例は五年を経ても纂修されていない。刑部の条例は他の部の場合よりも擬議しなければならないことが多く、しかも律令というものは再三の詳定を要する。従って三年に一度の纂修期間では短期間すぎるので、乾隆一一（一七四六）年以後、刑部の則例は五年に一度、吏部など、その他の部の則例は一〇年に一度、纂修することとなった⁽²¹⁾。なお、その纂修過程を知る一助として『欽定八旗則例』を取り上げ、その最初の刊本と思われる乾隆七（一七四二）年刻本の『欽定八旗則例』満文本に収められている oᡩᠠᡳ (鄂爾泰) 等の上奏文（乾隆七年四月一日）が伝える纂修過程を略述すれば、次の様になる。八旗則例は兵部則例館に帰併して纂修が行われた（開始次期に関する言及はない）。編纂された結果は黄冊に繕写されて皇帝に進呈されたが、その際、酌定部分については、引用した旧例、原案、酌定的情節を小文字で繕写して、纂修の大臣らが定めた例案、旧例・原案の全用しているものを大文字で繕写した。この黄冊が欽定になった後、小文字部分を刪去して、目次・巻数を編定し、滿・漢字の全書を繕写して今一度、皇帝に進呈して刊刻・頒発を願ひ出た。この過程で、再度の磨勘を行い、黄冊を進呈した後の変更などについて添纂・更生した。

その結果、一二類（職制・公式・戸口・俸餉・倉庫・学政・典札・兵制・馬政・禁令・訓練・駐防）・四本（忠・孝・廉・節）に編列された満・漢字の全書、全八本が繕写されて、二函に装釘され、皇帝に恭呈された。この原本が完成したのは乾隆六年一二月のことである。全書を進呈した後に更定したことや、条奏・准行して定めたことで、例となすことの必要なことがあれば、各該旗の印房官員がまとめて清冊を作り、用印・収蔵し、引用するに備えるようにした。全書を進呈して皇帝の許可が下りた後、編纂に従事した大臣・弁事官員らの官名・品級を刊刻して、ここに『欽定八旗則例』が刊刻・頒発された。なお、刊刻にあたっては当初、律例館での刊刻が予定されていたが、他の律例全般の場合に倣って武英殿で刊刻された。²³これが乾隆七年刻本の『欽定八旗則例』である。

一定期間ごとに纂修を重ね、そのつど満文本と漢文本とが作製される則例類であるから、その利用にあたっては、同時期に作製された満文本と漢文本との対照は無論のこと、作製年代を異にする満文本と満文本、満文本と漢文本、漢文本と漢文本との比較作業が不可欠となる。しかし、各刊本は各地に散在しており、これを一括して見ることはそう容易とはいえない現状にある。²⁴したがって各地の所蔵状況を調査してその全容を把握することが急務となる。以上のことと日本で容易には見られないことを考慮すると、遼寧省図書館特蔵部に所蔵されている満文の則例類のうち、史部政書類の職官に区分されている乾隆七年刻本・乾隆三九年刻本・嘉慶七年刻本の『中枢政考』、同じく邦計に区分されている乾隆三四年刻本の『欽定戸部旗務則例』²⁵、同じく軍政に区分されている乾隆三九年刻本の『欽定八旗則例』、同じく法令に区分されている道光二二年刻本の『欽定理藩院則例』、乾隆年間刻本の『蒙古律例』²⁶、乾隆七年刻本・乾隆三六年刻本・乾隆六〇年刻本の『欽定吏部則例』、嘉慶二五年刻本の『欽定兵部处分則例』、乾隆三七年刻本の『国子監則例』が特に注目される。

次に、子部に分類されている四七部であるが、このうち中国の古典類に関するものについては経部に分類されている九二部について述べた際に触れた。それ以外で特に注目されるものは、儒家類に区分されている嘉慶年間抄本の『百二老人語録』と、雍正二年刻本の『御製朋党論』である。

『百一老人語録』の標題は、その漢訳本の標題をとって「百一」とされているが、満文本の標題には『emu tanggu orin sakda-i gisun sarkiyān (一一〇老人語録)』とあり、正しくは『百二十老人語録』である。管見の限り、『百二十老人語録』の満漢合璧の写本が遼寧省図書館特蔵部に所蔵されていることは従来知られていないように思われる。この文献は、神田信夫氏の專論によれば、

ところで乾隆時代の満洲人の生活を極めて具体的に記しているユニークな書物が残存している。すなわち『百二十老人語録』と題するものである。この書物については、すではやく昭和の初年に稲葉岩吉氏により、さらに戦後ほどなく浦廉一・伊東隆夫の両氏によっていちおう紹介されているから、あらためて説くまでもないのであるが、一般には殆ど利用されていない。というのはもともと満洲文で書かれているうえ、未だ刊本がなく、写本が僅か数部伝わっているに過ぎないからである。寡聞の私の知るころでは、我が国には大阪外国語大学の図書館に満洲文の写本が一部存するだけである。ただこのテキストには惜しいことに序文が欠けている。海外でウランバートルの国立図書館、レニングラードのアジア諸民族研究所、北京図書館に満漢合璧の写本がそれぞれ一部あるようであるが、私は残念ながら未だ実見に及ばない。その他シカゴ大学の東アジア図書館蔵の旧ラウファー・コレクション中に満洲文のみの写本が一部あり、台湾の中央研究院の図書館に旧北京人文科学研究所蔵の漢訳本が存在する。⁽²⁶⁾

という稀覯本である。一九八二年には台湾から影印本が刊行されてその利用が容易にはなったものの、写本しか残存していないことから、全ての写本を比較対照しなければならないことはいうまでもない。その意味で遼寧省図書館特蔵部の蔵本は⁽²⁷⁾すこぶる貴重なものである。

続いて『御製朋党論』に移りたい。『御製朋党論』は、清朝第五代世宗雍正帝の即位当時にもられた朋党形成の風潮を戒める目的で、帝自ら雍正二(一七二四)年に下したものであり、『大清世宗憲皇帝実録』(以下、『世宗実録』と略記)などに転載されている。ところで一般に清朝では、雍正帝の時代になって中央集権的な皇帝権の確立をみたとされているし、筆

者自身、清朝独自の軍事組織であり、同時に政治・社会組織としての性格をも兼ね備えていた八旗制の変遷とのかかわりの中で、雍正帝の時代にハン権の確立をみたと考えている。⁽²⁸⁾ その意味から『御製朋党論』は雍正帝の政策を検討する上で甚だ興味深いものといえよう。実際、雍正時代における君主独裁政治の観点からは既に宮崎市定氏が漢文版『世宗実録』に拠って『御製朋党論』を取り上げている。⁽²⁹⁾ ただ、清初ハン権の形成過程という観点から『御製朋党論』を検討しようとする際には、その漢文によるものだけでは不明瞭な点があり、満文による『御製朋党論』を求めて漢文版『世宗実録』などの所在を模索していた。その折り、国立中央図書館奉天分館『殿版圖書分類目録（至康德六年三月底止）』（本稿二前掲）によって、満文『御製朋党論』が旧国立奉天図書館に所蔵されていたことを知ったが、その後の所在については判然としないままであった。一九八八年に遼寧省図書館を初めて訪問し、「満文分類目録」カードの一部について調査した際、満文『御製朋党論』の所蔵されていることを確認した。その後、一九九〇年夏に遼寧省図書館特蔵部で文献史料調査を実施し、ようやく満文『御製朋党論』を実見することができた。

ところで実際に、漢文版『世宗実録』に転載されているものと対比しながら満文『御製朋党論』にあたってみると、幾つかの新しい点を知り得る。例えば『世宗実録』では雍正二年七月丁巳（一六日）の条に転載されているが、満文『御製朋党論』では雍正二年六月一日付けになっている。また『世宗実録』には『御製朋党論』を下すにあたっての諸王・貝勒・公・滿漢文武大臣官員に対する上諭が収録されているが、満文『御製朋党論』には収録されていない。その内容についても、漢文に

君臣之分、定。（卷三二―一四葉）

とある部分が、満文には

ejen amban i teisu toktohoi.（一葉）

と、また漢文に

朕願、滿漢文武大小諸臣、合爲一心、共竭忠悃、與君同其好惡之公。(卷二一—一八—一九葉)

とある部分が、満文には

mini buyereṅge, manju nikan bihte coohai amba aṅge geren hafasa, yooni emu mujilen i ujei tondo unenggi
be akumbume, ejen i emu adali tondoṅ saṅsame ubiyame, (九—一〇葉)

とある。清初の旗人社会には

○グルン (gurun) におけるハン (han) とイルゲン (irgen) との関係。

○部族 (氏族) 集団における貝勒^{バイレ} (beile) ・アンバン (amban) とジュシエン (jušen) との関係。

○ボー (boo) におけるエジエン (ejen) とアハ (aha) との関係。

という三つの基本的な従属関係があり、これらはさらに全体として、

ハン——バイレ——アンバン・ハファン (hatan) ——ジュシエン・イルゲン

という関係にあったことを先学の研究は指摘しているが、満文『御製朋党論』の記載は、これらの関係の中におけるハンの位置付けの問題を検討する上で甚だ興味深いものといえよう。⁽¹⁾

最後に、集部、叢書部に分類されている計二五部のうち、集部の別集に区分されている『御製盛京賦』に触れて稿を終えることにしたい。遼寧省図書館特蔵部の「満文分類目録」では、集部の別集以外にも子部の芸術・書画に民国二十二年影印本の『御製盛京賦』(満漢合集篆字三二体図版)を区分しているが、これは集部の別集に区分されている民国二十二年影印本のもとの同一である。『御製盛京賦』については、中見立夫氏が「衛藤利夫と『韃靼』——戦前期中国東北地域における図書館と図書館人——」(衛藤利夫『韃靼』、中公文庫、中央公論社、一九九二年)の中で、

ついで、昭和七年、国際連盟よりいわゆるリットン調査団が派遣される。このとき衛藤の発案で、「パベルの塔のテンヤワンヤの苦熱の修羅場に戦ぐ一脈の涼味、沙漠に咲いた一枝可憐の花——満鉄会社が『側面より補助的に』(リット

ン調査団）一行を迎へん為に種々準備を進めつつある心尽しの一つ」（衛藤利夫「連盟調査委員に贈る『盛京賦』アルバムに就いて』『書香』第三七号〈昭和七年四月〉、四一七頁）として、『滿蒙篆字各体図版三三二体図版乾隆御製盛京賦』という本が調査団員に贈られた。乾隆五年、清朝の最盛期を作りあげた皇帝である乾隆帝が東巡したおり、盛京つまり奉天で作った詩が『盛京賦』であり、のち乾隆一三年に、滿文・漢文各篆字三三二体で印刷された。これを、ジュスイツト会士であるアミオ（Jean Joseph Amiot）が、滿洲文テキストよりフランス語に翻訳して、一七七〇年にパリで出版した。これを読んで大いに感動したのが、かのボルテールである。奉天図書館には漢文篆字三三二体全部と滿文篆字二五体分が所蔵されていた。衛藤は、これに関心をいただき『乾隆御製盛京賦に就いて』という小冊子を、奉天図書館叢刊第一号として昭和六年に出版していた。リットン調査団来訪にあたり、滿文・漢文各篆字三三二体（不足している滿文篆字七体分は、清華大学図書館からの写真で補った）の第一葉を復刻し、これに衛藤による英文解説（松尾松平訳）を付けた本が八〇部限定で出版され記念として贈呈された（二九七〜八頁）。

と述べている。民国二二年影印本とはこの昭和七年に復刻出版されたものである。現在の遼寧省図書館特蔵部には、このほか乾隆八年刻本の『御製盛京賦』（滿文）四部、乾隆一三年刻本の『御製盛京賦』（滿漢合集篆字三三二体図版）四部（うち二部は阙本）、清代写本の『御製盛京賦』（滿漢合集篆字三三二体図版）が所蔵されている。

なお、残る「蒙藏文分類目録」については、管見の限り、蒙文書籍に分類されている民国六年石印本の『五方元音』（蒙漢合璧）を利用した唯一の研究論文として、中見立夫氏の「ハイサンとオタイ——ボグド・ハーン政権下における南モンゴル人——」（『東洋学報』五七一一・二、一九七六年）が、また藏文書籍に分類されている乾隆年間刻本の『大藏經』に関わる論考として、やはり同氏の「日本にあったチベット語・滿洲語・モンゴル語大藏經をめぐる」（神田信夫編『日本所在清代檔案史料の諸相』東洋文庫清代史研究室、一九九三年）があることを付言するにとどめたい。

以上、冗長な結果となったが、遼寧省図書館特蔵部所蔵の滿文、蒙文、藏文書籍を利用する際の一助となれば幸いである。

- (1) 拙稿「清朝の「繙訳科挙」をめぐって」(『歴史と地理』三九三、一九八八年)、同「清初ハン(Man)権の形成過程」(『榎博士頌寿記念 東洋史論叢』一九八八年)、同「[han i araha manju gisun i bulaku bithe. (御製清文鑑)] 考——特にその語彙解釈中の出典をめぐって——」(『国士館大学文学部 人文学会紀要』別冊第一号、一九八九年)、同「清初皇帝権の形成過程——特に『丙子年四月〈秘録〉登ハン大位権』にみえる太宗ホン・タイジの皇帝即位記事を中心として——」(『東洋史研究』五三一、一九九四年)。
- (2) 拙稿「清初ハン(Man)権の形成過程」(註1前掲)、同「清初皇帝権の形成過程——特に『丙子年四月〈秘録〉登ハン大位権』にみえる太宗ホン・タイジの皇帝即位記事を中心として——」(註1前掲)。
- (3) 拙稿「清朝の「繙訳科挙」をめぐって」(註1前掲)。
- (4) 河内良弘・趙展編「天理図書館蔵 満文書籍目録」解説(『ヒブリア』八四、一九八五年)一八四頁。
- (5) 戦前期の中国東北地域における図書館の変遷については、中見立夫「中国檔案指南——中国における檔案の系譜と流転——」(東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所「通信」六二、一九八八年)、同「中国東北地方の檔案館」(『近代日本研究通信』一一、一九八九年)、同「衛藤利夫と『韃靼』——戦前期中国東北地域における図書館と図書館人——」(衛藤利夫『韃靼』、中公文庫、中央公論社、一九九二年)に詳しい。
- (6) 清朝の文館についての専論としては、神田信夫「清初の文館」(『東洋史研究』一九一三、一九六〇年)がある。それによれば、書房いわゆる文館は天命建元の前後頃から実質的に充実し、天命末年には名実ともに備わる機関として成立した。その後、天聰一〇(一六三六)年三月に内三院(内国史院・内秘書院・内弘文院)に改められ、さらに入閣後に内閣にまで発展する。なお、天聰一〇年四月一日にホン・タイジは皇帝位に即き、崇徳と改元し、国号を大清国と改称している。このことについては、拙稿「清初皇帝権の形成過程——特に『丙子年四月〈秘録〉登ハン大位権』にみえる太宗ホン・タイジの皇帝即位記事を中心として——」(註1前掲)を参照されたい。
- (7) 『太宗文皇帝實録』については、松村潤「順治初纂清太宗実録について」(『日本大学文学部創立七十周年記念論文集』、一九七

三年)、同「康熙重修清太宗実録について」(『内陸アジア史研究』四、一九八七年)、同「康熙重修清太宗実録について」(『聯合報文化基金會國學文獻館主編『第一屆中國域外漢籍國際學術會議論文集』聯經出版、一九八七年)、加藤直人「入関前清朝の法制史料」(『滋賀秀三編『中國法制史——基本資料の研究』東京大学出版会、一九九三年)、拙稿「順治初纂『大清太宗文皇帝実録』の滿文本について」(松村潤先生古稀記念『清代史論叢』汲古書院、一九九四年)を参照されたい。

(8) 天聰六(一六三二)年は有圈点の滿洲文字が考案された年として知られている。清朝の滿洲文字は、太祖ヌルハチの創意により一五九九年に誕生した。金の滅亡後、次第に女真文字が失われたことから、女真族(のちに民族名を滿洲と改称)はモンゴル文あるいは漢文に翻訳して文書を作るようになっていた。一六世紀末、民族の統合を進めていたヌルハチは、民族的自覚の高まる中で、エルデニ・バクシ、ガガイ・ジャルグチの二人に命じて、モンゴル文字(縦書きのウイグル文字を応用したもの)を借りて滿洲語を書き表すように改めさせたのである。しかしモンゴル文字には、aとe、oとu、tとd、kとgとhなどに字形上の区別がなく、人名、地名などの固有名詞の判別に難点があった。この点の改良を太宗ホン・タイジから命じられたダハイ・バクシは、一六三二年、これらの文字に圈・点を付して判別することを考案した。この一六三二年以後の滿洲文字を有圈点文字、それ以前のを無圈点文字という。

(9) 例えば小学の韻書に区分されている乾隆三七(一七七二)年の上諭を付した『欽定清漢對音字式』でその一端を窺うことができる。また既に、細谷良夫「摺奏成語」滿洲語索引(弘前大学人文学部『文経論叢』一四一四、一九七九年)における指摘がある。なお乾隆年間における滿洲語による訳語の新定に関しては、拙稿「戸部成語」(『清文備考』所収)滿洲語索引(A-G)——『六部成語』総合索引への一環として——(『国士館大学文学部 人文学会紀要』二〇、一九八八年)、同「清朝の「繙訳科擧」をめぐって」(註1前掲)、同「清初八旗制下における職官名の漢字表記改称時期——特にbayara及びgabsihyan関係の職官名を中心として——」(『中国近代史研究』六、一九八八年)、同「Fhan i araha manju gisun i buleku bihe. (御製清文鑑)」考——特にその語彙解釈中の出典をめぐって——」(註1前掲)を参照されたい。

(10) 拙稿「戸部成語」(『清文備考』所収)滿洲語索引(A-G)——『六部成語』総合索引への一環として——(註9前掲)、同「清朝の「繙訳科擧」をめぐって」(註1前掲)、同「清初八旗制下における職官名の漢字表記改称時期——特にbayara及びgabsihyan関係の職官名を中心として——」(註1前掲)、同「清初八旗制下における職官名の漢字表記改称時期——特にbayara及びgabsihyan関係の職官名を中心として——」(註1前掲)を参照されたい。

yan 関係の職官名を中心として——」(註6前掲) 同『*ᠮᠠᠨᠢ ᠠᠷᠠᠬᠠ ᠮᠠᠨᠵᠤ ᠭᠢᠰᠤᠨ ᠢᠪᠤᠯᠡᠭᠦ ᠪᠢᠨᠡ* (御製清文鑑)』考——特にその語彙解釈中の出典をめぐって——」(註1前掲)を参照されたい。

- (11) 拙稿「戸部成語」(『清文備考』所収) 満洲語索引(A-G)——『六部成語』総合索引への一環として——」(註9前掲)を参照されたい。なお『六部成語』については、Walter Fuchs, *Beiträge zur Mandjurischen Bibliographie und Literatur* (Tokyo, 1986)、内藤乾吉「六部成語註解に就いて」(『東洋史研究』五一五、一九四〇年)、同「六部成語註解問題」(『六部成語註解』、一九四〇年)があるほか、『六部成語註解』を英訳して註を付したものに、E-tu Zen Sun, *Ch'ing Administrative Terms: A Translation of the Terminology of the Six Boards with Explanatory Notes*, Harvard University Press, 1961.がある。

- (12) 拙稿「戸部成語」(『清文備考』所収) 満洲語索引(A-G)——『六部成語』総合索引への一環として——」(註9前掲)
- (13) 清初の辞書については、成百「A Note on Early Manchu Dictionaries」(『國際中國辺疆學術會議論文集』、一九八五年)に詳しい。

- (14) 今西春秋「五体清文鑑解題」(田村実造ほか編纂『五体清文鑑釋解』上巻所収、京都大学文学部内陸アジア研究所、一九六六年)八頁。

- (15) 河内良弘「清初満語文献史料の現状」(『東洋史研究』四八—三、一九八九年)一三九頁。

- (16) 拙稿「清朝の「繙訳科挙」をめぐって」(註1前掲)

- (17) Walter Fuchs, *Beiträge zur Mandjurischen Bibliographie und Literatur*. (註11前掲)

- (18) 鴛淵一「北平奉天故宮所蔵の蒙古源流に就いて」(『史料』一九一四、一九三四年)

- (19) 江実「満文蒙古源流」一一一〇(『善隣協会調査月報』六五—七三&八〇、一九三七—九年)、同「蒙古源流」(弘文堂、一九四〇年)。

- (20) 拙稿「欽定八旗則例」考」(『第一屆中國域外漢籍國際學術會議論文集』註7前掲)を参照されたい。

- (21) 拙稿「欽定八旗則例」考」(註20前掲)

- (22) 拙稿「欽定八旗則例」考」(註20前掲)

- (23) 拙稿「欽定八旗則例」考」(註20前掲)を参照されたい。
- (24) 近く別に專論を発表する予定である。
- (25) 島田正郎「清朝蒙古例の研究」(東洋法史論集 第五、創文社、一九八二年)、萩原守「清朝の蒙古例——『蒙古律例』「理藩院則例」他」(滋賀秀三編『中国法制史——基本資料の研究』註8前掲)を参照されたい。
- (26) 神田信夫「『百二十老人語録』のことども」(岩波講座世界歴史月報 二二、一九七一年、後に『滿学五十年』刀水書房、一九九二年に再録)一一四頁(『滿学五十年』による)。また一九八二年に台湾から刊行された影印本の巻頭に収録されている同氏の“Remarks on Eru tanggu orin sakda-i gisun sarkiyar.”を参照されたい。
- (27) 詳細については、別に発表予定の別稿を参照されたい。
- (28) 拙稿「清初ハン(han)権の形成過程」(註1前掲)
- (29) 宮崎市定『御製朋党論』(『政治論集』〈中国文明選 一一〉、朝日新聞社、一九七一年。後に『中国政治論集』と改題して重刊、中央公論社、一九九〇年)
- (30) 清初の旗人社会における従属関係を検討した研究としては、石橋秀雄「清初のイルゲン (Irgen)——特に天命期を中心として——」(『日本女子大学紀要文学部』一三、一九六四年、後に『清代史研究』緑蔭書房に再録、一九八九年)、同「清初のジュシェン (Jusen)——特に天命期までを中心として——」(『史艸』五、一九六四年、後に『清代史研究』に再録)、同「清初のアハ (aha)——特に天命期を中心として——」(『史苑』二八一二、一九六八年、後に『清代史研究』に再録)、同「清初の社会——とくにジュシェンについて——」(『江上波夫教授古稀記念論集・歴史篇』、一九七七年、後に『清代史研究』に再録)、同「清初のアハ (aha)——太宗天聰期を中心に——」(『盈虛集』創刊号、一九八四年、後に『清代史研究』に再録)、同「ジュシェン jusen 小考」(『三上次男博士喜寿記念論文集・歴史篇』、一九八五年、後に『清代史研究』に再録)がある。
- (31) 拙稿「遼寧省図書館特蔵部」所蔵の満文「御製朋党論」(中島幹起編「調査報告」中国周辺部における言語接触と社会文化変容——漢族文化と非漢族文化との相互関係——、「言語文化接触に関する研究」第六号、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、一九九三年)で、遼寧省図書館特蔵部所蔵の満文「御製朋党論」の全文をローマ字転写して示したが、一部に誤字が含まれて

いた。その誤字の訂正をも含めて、近く別に専論を発表する予定である。

付記：遼寧省図書館特蔵部における文献史料調査に際しては、韓錫鐸主任をはじめ、多くの方々の御協力を得た。ここに記して改めて謝意を表したい。

平成五年度 国史学専攻研究室だより

◎ 卒論研修

○ 二年生

本年度の二年生の研修は、平成五年五月二十八日(金)、佐倉の国立歴史民俗博物館において実施された。歴博においては、まず、全員で歴博の案内ビデオを見学し、引き続き、歴史研究部の山本光正教授より展示内容などについての説明をうけ、その後、個別研修に移り、午後三時無事研修を終了した。

○ 三年生

本年度の三年生の研修は、四班に別れて、平成五年十一月十六日(火)から十八日(木)の二泊三日の行程で実施された。引率指導、奥野教授、大川教授、阿部教授、佐々助教。

甲府方面班(奥野教授指導)、甲府市内(武田神社・図書館・国分寺など)、塩山(恵林寺)において史蹟の实地検証と宿舎において卒論作成のための指導が行われた。

瀬戸・高山方面班(大川教授指導)、愛知県陶磁資料館、瀬戸民俗資料館、高山市内において实地検証が行われた。また、宿舎において卒論作成のための指導が行われた。

岐阜・高山方面班(阿部教授指導)、昨年に引き続き、高山市内と岐阜市内の实地研修及び宿舎において卒論指導が行われた。

松本方面班(佐々助教指導)、松本司法博物館、松本城などの博物館、史蹟の实地検証と宿舎において卒論指導が行われた。

◎ 国史学専攻講演会

平成五年十月二十八日(木)、午後三時より五時まで柴田会館三階研修室において国史講演会が行われた。講演者は筑波大学助教教授波多野澄雄氏。演題は「最近の昭和史研究をめぐって」であった。

◎ 考古学実習

夏季実習は平成五年七月二十六日から九月九日にかけて栃木県鹿沼市（市内遺跡の分布調査）、同県河内郡南河内町薬師寺（下野薬師寺跡発掘調査）において行われた。春季実習は平成六年二月十二日から三月十五日まで栃木県鹿沼市（遺跡分布調査）同県河内郡南河内町薬師寺（夏季実習出土遺物整理）、同県馬頭町・日本窯業史研究所（遺物整理・保存作業）において行われた。指導には夏季・春季ともに大川教授、須田講師がたった。

◎史料学実習

今年度の史料学実習ⅠⅡは、佐々助教の指導で平成五年七月二十六日から三十日までの五日間、鶴川校舎（図書館研修室、国史資料室）において、才野源士氏寄贈の古文書の整理、目録作成の実習を行った。史料学実習Ⅲは、阿部教授の指導により平成五年夏季休暇を利用し、二泊三日の日程で、栃木県塩谷郡湯西川村、山口久吉家文書の調査と湯殿山神社の祭祀の実地研修を行った。

◎教員移動

千田 孝明 非常勤講師 平成五年三月 退職

◎藤木邦彦氏の訃 元本学国史学専攻教授藤木邦彦氏は平成五年五月六日、八十六歳で逝去された。

◎多賀宗隼氏の訃 元本学国史学専攻教授多賀宗隼氏は平成六年三月十五日、八十五歳で逝去された。

◎平成五年度卒業論文題目一覧

林 賢一 戦国初期の武田氏の動向

里見 理恵 戦国時代における兵食について

篠原 一城 平将門について

高橋 伸幸 真田家における真田信繁の立場―真田家の相

続・兄弟関係―

高坂 義徳 渋染一揆についての一考察―岡山藩被差別民

の抵抗意識―

関口 哲也 筒井政憲の海防論についての研究

川邊慎太郎 宮座の座入と女性の関与について―畿内国と

その周辺地域を中心に―

増山順一郎 北伊豆横穴群の研究

宮地 正剛 室町幕府確立期

小林 哲也 神職の譲渡に関する一考察―武蔵国総社府中

六所宮の場合―

川戸 紫珠 幕末吉原における身分脱出の可能性

川村 真 糠部の中世農業体制

酒井みのり 会津地方の婚姻習慣―江戸時代貞享年間と文化年間の比較―

大槻奈生子 中天皇は誰か

大野 政彦 小山氏の動向―鎌倉期における―

佐藤富美子 近世禁煙令下におけるタバコ生産地増加について

の考察

下谷 淳 下野国分寺創建期の様相

樹本 定芳 幕末期における八王子千人同心の動向

余川 修平 江戸時代の伊豆内浦における定納役と村の経済関係

―

伊藤 徳彦 戊辰箱根戦争―幕末期の小田原藩の経済基盤

―

千葉 道明 庄内藩における休日定めとその実行

吉田美喜子 鎌倉女性としての北条政子

阿部 弘美 一代一講仁王会

鳴海 理恵 鎌倉時代における足利氏の発展

新澤 卯月 近世における盲人以外の障害者の生活

桐岡 陽子 長屋王の変をめぐる―「左道」とは何か―

町田 仁志 初期帝国議会における鉄道関連法案

山本 晃弘 平家物語女性考

根田 健一 常陸小田氏の興亡

堰澤 広 中世三嶋大社の研究

大沼 正代 中世下野国における小武士団の動向―壬生氏について―

―

加納 直恵 史料「思出草」にみる幕末における長岡藩の財政改革

―

川添 啓司 東海道「ええじゃないか」の一考察

石原 茂樹 明治政府の三菱保護政策に関する一考察

関口 直子 下野薬師寺出土文様瓦の研究

宅間千歩子 持統天皇の即位年について―三年四か月の空白を考える―

―

石田 薫 明治東京の首都計画―都市計画と水道事業の中に当時の政治的動向を探る―

―

今成 景子 江戸幕府崩壊に関する一考察

市村 泉 大正デモクラシー期における貴族院有識議員の動向

―

方波見 研 常陸国佐竹氏の歴史

高橋 桜子 斎宮創設期における宮廷事情について―十市

皇女・大伯皇女をめぐる―

新藤 篤志 水川女体神社の古祭礼の変遷について

吉住 貴英 年中行事に対しての風土と生業の影響

小林 和子 郡衙遺跡の構造について

貝沼洋一郎 江戸時代の銭湯に対する幕府の規制―湯女と

男女混浴について―

矢島 一志 近世若者組の運営資金について

龜山 正樹 仙台藩のキリシタン取締政策について

小野 隆 緒方洪庵「扶氏経験遺訓」の出版—その成立と経過—

末木より子 内管領長崎氏について

羽場 康彦 馬場佐十郎の研究

三堀 雅史 市中における寄席の興行時期について

井内あずさ 鎌倉道についての一考察—町田市域を中心として—

石山智奈美 改新の詔—第三条とその信憑性—

菅 清 初期における関東管領上杉氏の職務権限の変遷—鎌倉公方との関係を中心に—

稲垣 邦彦 鉄砲伝来と国内普及

望月 裕治 近世東海道における箱根関所の役割

藤井 和也 上野戦争に至る輪王寺宮の動向

佐藤 雄一 駿河今川氏における戦国大名への移行—検地と寄親子制に注目して—

堀江久美子 陣定についての一考察—摂関・院政期に見る議題の変遷—

竹永 健一 露艦ディアナ号来航による人々の交流

穂刈 公明 須坂騒動と騒動以前の状況について

土屋 佳奈 会津藩の西入塩統制策と津川町

水元 孝宗 水平社、国粋会争闘事件の歴史的研究

鹿島 恵子 大正・昭和前期における板橋の夜学校（子守

学級）について

知久 彩 天智天皇即位前後の宮廷事情について—倭姫立后をめぐる—

小林 彰 近世における情報の認識と伝達的手段

大塚 智彦 東方経営における百済王氏についての一考察

中村 秀生 応仁の乱以後の室町幕府の支配体制の変化について

遠藤 輝 大泉における都市化—法制度からみた都市化を中心に—

内田 智昭 鎌倉期における横山党の動向

岡田 裕介 近世後期摂津における綿生産・流通の展開

佐々木 健 六波羅政權

井澤久美子 広瀬、龍田の両祭について

田島 哲弥 小山義政の乱について

木川 佳子 悠紀、主基について

大垣 努 八王子千人同心の動向

重枝 宏之 奇兵隊の設立

白井 伸行 地方武士団研究についての考察

富澤 平一 丁卯大獄

◎平成五年度国史学専任教員専門担当科目

大川 清（教授・図書館長）

歴史考古学・考古学演習Ⅰ・考古学実習Ⅲ・考古学実習・歴史考古学Ⅱ

奥野 中彦（教授・専攻主任）

国史概説上・国史講読Ⅰ・国史演習Ⅰ・国史演習Ⅱ・中世史特殊講義・歴史地理学実習Ⅰ

阿部 昭（教授）

国史概説下・国史講読Ⅲ・近世史特殊講義・国史演習Ⅰ・国史演習Ⅱ・文書館学・史料学実習Ⅲ

佐々 博雄（助教授）

国史講読Ⅳ・国史演習Ⅰ・国史演習Ⅱ・近代史特殊講義・史料学実習Ⅰ・史料学実習Ⅱ

平成五年度 東洋史学専攻研究室だより

◎ 博物館研修

例年、東京近郊の博物館や美術館で行うが、今年度は五月一日(火)、全学年が参加して江戸東京博物館を見学した。三・四年生に対して同館研修室で卒業論文の作製についての指導が行われた。

◎ 関西研修旅行

九月九日(水)から十一日(土)にかけて、教員二人が引率し、京都市内に宿泊して京都国立博物館・国立民族学博物館・藤井有鄰館等を見学した。特に藤井有鄰館は中国関係の貴重な文物が多いので毎年訪れているが、今回は館長の藤井氏が御自身で案内して下さり、貴重な解説を伺うことができた。学生にとって大変有益な機会だった。

◎ 卒論中間発表会

一〇月二日(火)の午前一〇時三〇分から午後六時まで、十号館階段教室で実施した。四年生と専任教員全員が出席し、学生は各自用意したレジュメにもとづいて一人ずつ発表して、教員や友人から質問や助言をうけた。

◎ 東洋史講演会

一月二六日(火)、メイプル・ホールで東京外国語大学助教教授のクリスチャン・ダニエルス先生をお招きして『現地調査にみる中国農業技術史』の演題で講演をお願いした。雲南省を実地調査された際のスライドを利用し、同省の歴史や文化について極めて有益なお話を伺うことができた。

◎ 卒論研修旅行

四年生・専任教職員が参加して、二月二〇日(月)から二二日(水)にかけて、鬼怒川で研修会を行った。発表の合間に日光東照宮等の史跡を見学した。二二日には途中で益子焼の窯元を見学して帰京した。

◎ 卒論口頭試問

二月一二日(土)―一六日(水)の予定だったが初日の大雪の為、一七日まで行った。一人当りの時間が三時間に及ぶこともあり、詳細で真剣な試問が実施された。

◎平成五年度卒業論文題目一覧

- | | | | |
|-------|------------------------------|-------|----------------------|
| 三善 和博 | 太平天国と英国帝国主義―常勝軍を中心に― | 森 健志 | 月氏の西遷時期について |
| 福沢 佳子 | 東林党の一側面 | 田島 康成 | 色目人に関する一考察 |
| 小林 正明 | 明代文武官僚の給与について | 中谷美和子 | 五代宋初の辟召制―宋太祖の幕僚を中心に― |
| 加瀬 拓也 | 両江総督の水師について | 清野 妙子 | 遼淵の盟の成立過程 |
| 田中 悦子 | 唐代の喫茶について | 住谷 陽子 | 明代の治安機構について |
| 井上 和久 | 清代の輸送保護業―鑾局を中心に― | 福田 康男 | 元代の犯罪と女性の地位 |
| 鈴木 良洋 | 洪武・永楽期の対宦官政策 | 佐藤 誠 | 明初の対諸王政策 |
| 有川さおり | 則天武后に関する一考察 | 田内 茂子 | 明代の武挙と武学 |
| 興野 典子 | 明代官僚の陞進ルートについて―嘉靖朝の上級官僚を中心に― | 水沢 秀幸 | 満州国における抗日闘争 |
| 倉田 有子 | 宋代の年中行事について | 村上 智裕 | 後漢末の政争について |
| 片山 貴夫 | 花石綱考 | 橘 正樹 | 抗日戦争と秘密結社―哥老会を中心として― |
| 秋谷 政行 | 嘉靖海寇と海防体制 | 平田 有里 | 清代中期の商品流通について |
| 篠崎 政美 | 典礼問題に関する一考察 | 池下 武典 | 蜀漢政權に関する一考察 |
| 徳丸 昌浩 | 洪武帝の即位儀式 | 坂本 太郎 | 衛青・霍去病と対匈奴戦争 |
| 河原 勲 | 宋代四川の塩業について | 大渡 健一 | 殷滅亡の要因について |
| 山岸 芳州 | 明初の徙民政策について | 今井 義明 | 明初の朝貢体制と南海諸国 |
| 大八木洋介 | 西夏建国と対宋関係 | 栗原 芳 | 宋代の医学と医療 |
| | | 宇井 徹 | 山東・河北の無頼と土匪 |

秋本 直樹 後漢の西域経営と班超

福田 孝史 清朝の教育政策について

古沢 昌子 明初の辺防体制

山本 雅一 王莽の対外政策

大木 政彦 馬謖人物考

田中 精作 漢代の農業に関する一考察

◎平成五年度 東洋史学専任教員専門担当科目一覧

小岩井弘光（教授）

史学概論、東洋史特殊講義Ⅶ、東洋史演習Ⅰ・Ⅱ

藤田 忠（教授・専攻主任）

東洋史概説Ⅰ、東洋史研究法Ⅱ、東洋史特殊講義Ⅱ、東洋史演習Ⅰ・Ⅱ

石橋 崇雄（助教授）

東洋史概説Ⅱ、東洋史研究法Ⅲ、東洋史特殊講義Ⅸ、東洋史演習Ⅰ・Ⅱ

奥山 憲夫（助教授）

東洋史研究法Ⅰ、東洋史講読、東洋史特殊講義Ⅴ、東洋史演習Ⅰ・Ⅱ

国士館大学史学会会則

第八条 本会の経費は会費・助成金・寄付金その他をもってあてる。

第九条 本会の会計年度は四月一日に始まり翌年の三月三十一日をもって終わる。

付 則

一 本会則は委員の三分の二以上の賛成をもって変更することができる。

二 細則は別に定める。

三 本会則は平成五年四月一日から実施する。

第一条 本会は国士館大学史学会と称する。

第二条 本会は事務局を国士館大学文学部国史学・東洋史学研究室内に置く。

第三条 本会は歴史学を研究し、その啓発と普及に努めることを目的とする。

第四条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

一 研究会・講演会の開催。

二 機関誌の発行。

三 その他必要な事業。

第五条 本会の会員は左記の通りとする。

一 国士館大学国史学・東洋史学専攻専任教員。

二 国士館大学文学部国史学・東洋史学専攻の学生。

三 国士館大学国史学・東洋史学専攻の卒業生で入会希望する者。

四 その他入会を希望して委員会の承認を得た者。

第六条 本会に左記の役員を置く。

一 委員若干名（うち一名を代表委員とする）。

二 監査二名。

第七条 本会の役員の任期は一年とする。

国士館史學・第二号

平成六年七月十日 発行

編集兼 国士館大學史學會

発行人 代表 大川 清

発行所 〒154 東京都世田谷区

世田谷四二八一

印刷所 〒135 東京都江東区

国士館大學史學會

森下三一九一五

倉敷印刷株式会社

Kokushikan-Shigaku

No. 2 (July 1994)

Activity of "Taga Muneyuki" in China: mainly on the import of
weapons to Mongolia. *SASSA, Hiroo*

On the literature of Qing 清 dynasty, part I : the Manchu and
Mongol-Tibetan Sections of the Liao-ning-sheng Tushuguan
Te-cang-bu 遼寧省圖書館特藏部. *ISHIBASHI, Takao*

Notes and Reports

KOKUSHIKAN-DAIGAKU-SHIGAKU-KAI
4-28-1 SETAGAYA, SETAGAYA-KU
TOKYO 154, JAPAN